

防災食育センター及び防災受援施設の整備に向けた

精華町まちづくり基本計画

精華町教育委員会

1. 基本事項	1
1-1 精華町まちづくり基本計画策定の背景と目的.....	1
1-2 基本構想の概要.....	1
(1) まちのめざす姿.....	1
(2) 基本方針.....	1
(3) 施設整備方針.....	2
1-3 整備場所.....	3
(1) 防災食育センター.....	3
(2) 防災受援施設.....	3
1-4 対象施設の一体的な活用方針について.....	5
2. 防災食育センターの整備計画について	6
2-1 導入機能の検討.....	6
2-2 想定規模等.....	6
(1) 災害時の利用に関するもの.....	6
(2) 平常時の利用に関するもの.....	9
2-3 防災施設としての検討.....	11
(1) 配置計画.....	11
(2) 構造計画.....	14
(3) 諸室計画.....	15
(4) 設備計画.....	17
2-4 食育・交流施設としての検討.....	21
(1) 食育や地域交流への取り組み.....	21
(2) 学校給食の提供.....	25
(3) 食物アレルギーへの対応.....	28
(4) 厨房計画.....	31
(5) 配送計画.....	35

3. 防災受援施設の整備計画について.....	36
3-1 導入機能の検討	36
3-2 想定規模等	38
(1) 災害時の利用に関するもの	38
(2) 平常時の利用に関するもの	46
3-3 防災施設としての検討	50
(1) 配置計画	50
(2) 諸室計画	50
(3) 構造計画	53
(4) 設備計画	53
4. 事業スケジュールの検討.....	54
4-1 事業スケジュールの基本的な考え方	54
4-2 防災食育センターの整備	54
4-3 受援体制の整備	54
4-4 防災受援施設の整備	55

1. 基本事項

1-1 精華町まちづくり基本計画策定の背景と目的

本町では、精華町第5次総合計画に定める「安全・安心で健やかな暮らしのまちづくり」の理念を実現するため、また、防衛施設が存在するという地域の特徴を活用し、地域における防災等のための活動の促進を企図したまちづくりに取り組むため、平成30年度に「精華町まちづくり基本構想（以下、「基本構想」という。）」を策定しました。

本計画は、基本構想に定める基本的な考え方、施設整備の方向性などを踏まえ、導入機能や整備計画などについて詳細な検討を行い、基本計画として取りまとめるものです。

1-2 基本構想の概要

(1) まちのめざす姿

安全・安心と多文化交流による『協奏のまちづくり』

「安全・安心」と「多文化交流」を軸として、本町に集まった人たちや組織などが、それぞれの持つ役割を果たしながら、それが調和的に重なり合うことを「協奏のまちづくり」と定義し、“めざすまちの姿”としました。

(2) 基本方針

まちのめざす姿を実現するため、4つの基本方針を定めました。

安全・安心に備える

- 安全・安心で美味しい中学校給食を実施します
- 災害時の食料供給機能や受援機能を備えた防災拠点の整備を行います

多種多様な交流を図る

- スポーツや文化活動などによる多種多様な交流を図ります
- 食を通じて世代間交流や地元生産者などとの交流を図ります
- 町内の各コミュニティや国際交流などに関する情報発信や交流の拠点の整備を行います

健康増進へつなげる

- 食育の充実や情報発信により、健康的な食生活の普及を目指します
- 生涯学習施設の整備により、スポーツや文化活動を振興し、心身ともに健康増進につなげます
- 健康総合拠点施設との連携により、健康長寿のまちづくりを目指します

未来を見据える

- 町の歴史や文化を知ること、また、災害体験にふれることなどにより、未来のまちづくりにつなげます
- 災害時と平常時の複数機能を持つ施設とするとともに、未来を見据えた施設整備や管理運営方法についても検討します

(3)施設整備方針

災害時に必要な機能を前提とした上で、平常時においても利活用できる機能を付加することにより、限られた財源や資源を最大限活用することとして、災害時の食料供給拠点としての機能と平常時の中学校給食センター機能を併設する「防災食育センター」の整備、打越台グラウンドと打越台環境センター跡地の一体的活用を踏まえつつ、災害時の受援拠点としての機能と平常時の生涯学習施設としての機能を併設する「防災受援施設」の整備を行うこととしました。

その際、防災食育センターは精華町立精華中学校内に整備し、防災受援施設は打越台グラウンド、打越台環境センター跡地に整備する方針としています。

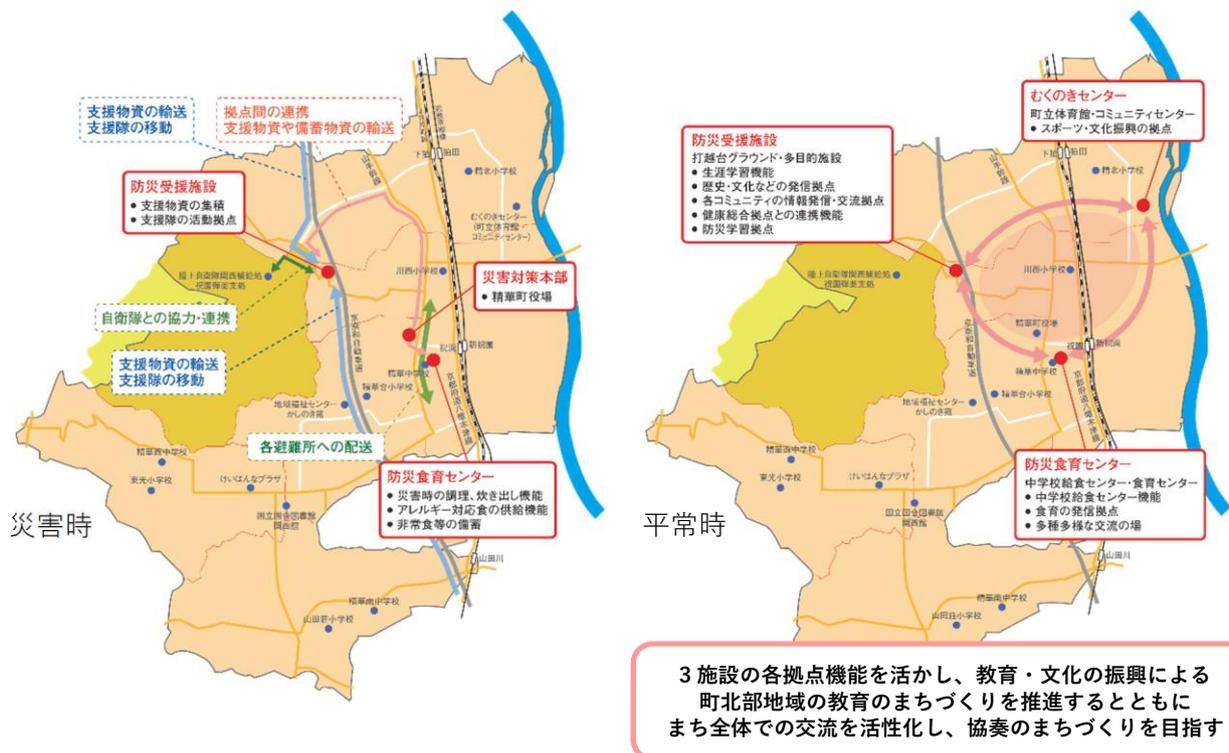
■防災食育センターに付加すべき機能や活用方法

災害時	平常時
<ul style="list-style-type: none"> ●被災者への食料供給機能 ●アレルギー対応食の供給機能 ●非常食の備蓄 	<ul style="list-style-type: none"> ●安全・安心で美味しい中学校給食の実施 ●食育の発信拠点 ●多種多様な交流の場

■防災受援施設に付加すべき機能や活用方法

災害時	平常時
<ul style="list-style-type: none"> ●消防隊、自衛隊、保健医療活動チームなどの活動拠点 ●支援物資の集積・配送などの拠点 	<ul style="list-style-type: none"> ●多目的な生涯学習施設等の整備 ●町の歴史や文化の発信拠点 ●各コミュニティや組織などに関する情報発信・交流拠点 ●健康総合拠点施設との連携機能 ●防災学習の拠点

■災害時と平常時の施設運用イメージ



1-3 整備場所

(1)防災食育センター

防災食育センターは、精華町立精華中学校の東側の空地を活用し、整備します。

当該用地については、町の中心部に位置し、JR 祝園駅、近鉄新祝園駅から近く、また、町内を走る幹線道路である京都府道八幡木津線、山手幹線道路へのアクセスも良好です。

災害時においては、様々な方法により人員の参集が可能であること、町内各地の指定避難所への食料の配送や防災受援施設からの支援物資等の輸送について有利であることなど、防災拠点を整備する上で非常に有効です。

また、災害対策本部である町役場や精華町消防本部とも近く、情報共有や情報伝達の点においても有効です。

(2)防災受援施設

防災受援施設は、既存の打越台グラウンドと返還予定の打越台環境センター跡地を一体的に活用し、整備を行います。

当該用地については、京奈和自動車道の精華下狛 IC から近く、消防隊を始めとする各支援隊の車両、国などから支援物資の輸送車両などを受け入れる際の交通アクセスに優れるほか、既存グラウンドの広さを活かして、大型車両をはじめとする多数の車両を受け入れることが可能です。

また、町内を走る幹線道路である京都府道八幡木津線、山手幹線道路へのアクセスも良好で、町内各地への支援隊の移動や支援物資の配送拠点としても有効です。

近年では、台風や豪雨による災害が多発していますが、当該施設については水害による被害を受ける可能性がないことから、備蓄物資の保管を行うほか、本町以外の行政組織が被害を受けた場合のバックアップ施設としての位置付けも行います。

■防災食育センター及び防災受援施設の位置



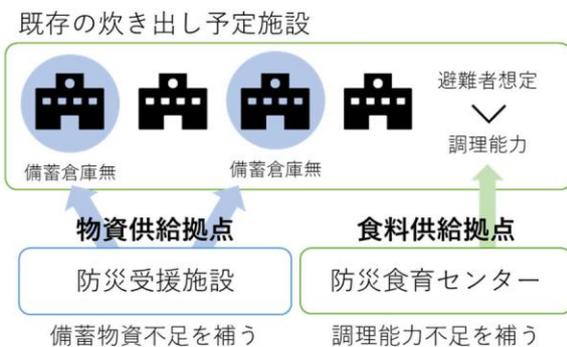
※健康総合拠点施設については、別途、基本計画を策定中の施設であり、防災施設としての関連性が高いことから掲載しています。

1-4 対象施設の一体的な活用方針について

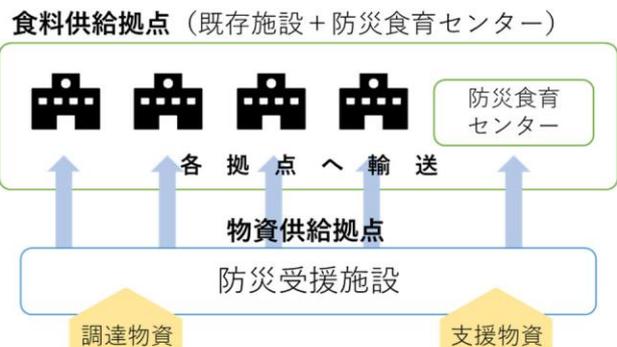
基本構想で設定した基本方針に基づき、防災食育センターおよび防災受援施設が連携して本町の防災力を高めるものとし、具体的には以下の取組を行うものとし、

- 町内の被災者に対する食料供給(炊き出し)を行うため、必要な調理能力と備蓄物資を確保します。
- 炊き出しは発災直後の実施可能な時期から最大で7日目までの実施を基本²とします。
- 内閣府資料³では、発災から3日目までに、4日目から7日目までに必要な物資⁴が国等から届くことが想定されていますが、支援物資到着後も暖かい食事やアレルギー対応食を供給できる環境を整え、避難生活の環境改善を図ります。
- 発災から3日目までは備蓄物資を使用した炊き出しを行う必要があるため、防災食育センターや防災受援施設等において必要な備蓄を行います。
- 4日目以降の炊き出しは、町内での調達や支援物資により賄うものとし、その際、防災受援施設が物資の集積地となり、各拠点へ適切に分配します。
- 防災受援施設は支援物資の集積・配送拠点としてだけでなく、自衛隊をはじめとする各支援隊の活動拠点としても活用します。それにより、自衛隊等の協力を得ながら⁵、炊き出しの関連物資を食料供給拠点へ輸送することや、調理後の食品を避難所等へ輸送することを想定します。

【発災から3日目まで】



【国等からの支援物資到着後】



² 7日目以降も3食に1食は暖かい食事の提供が一定期間必要だと考えています。

³ 「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」参照。

⁴ 国による供給品目は食料、毛布、乳児用粉ミルク又は乳児用液体ミルク、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレトイレットペーパー、生理用品の8品目が基本とされています。

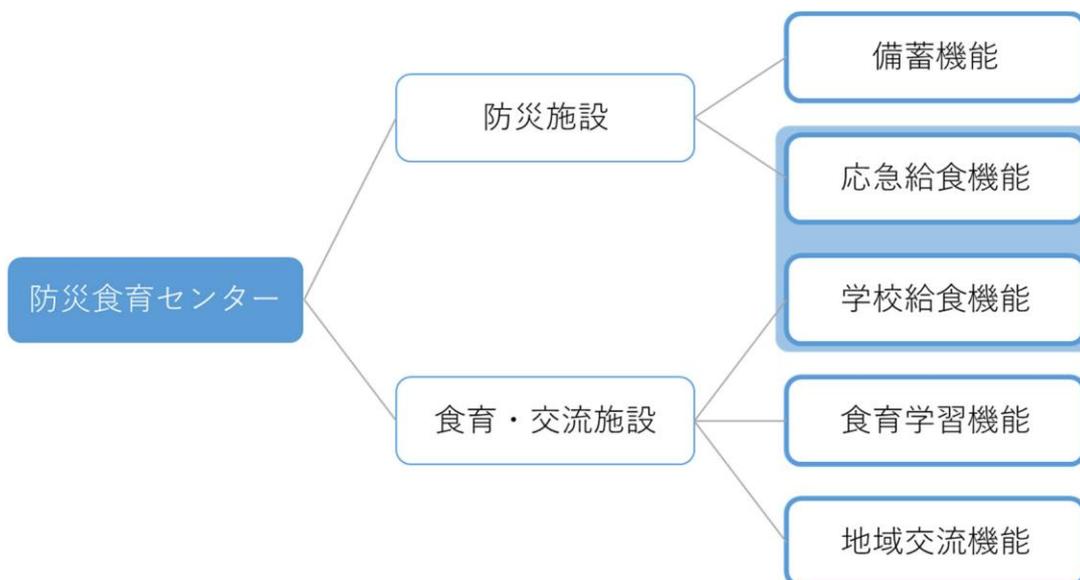
⁵ 基本的には支援物資の輸送は民間配送事業者の協力を得ることで実施可能であるが、安全面を考慮すると自衛隊の協力を得ることが望ましいと考えます。

2. 防災食育センターの整備計画について

2-1 導入機能の検討

基本構想で設定した基本方針に基づき、当該施設には以下の機能を持たせるものとします。

- 応急給食機能** 被災者への炊き出しを行います
- 備蓄機能** 炊き出しに使用する米、汁物用乾燥具材を備蓄します
- 学校給食機能** 災害時に稼働する応急給食設備を利用し、町内の中学校へ給食を提供します
- 食育学習機能** 平常時は給食の調理現場の見学や、防災や食育に関する講習会を実施します
- 地域交流機能** 平常時に地域住民の交流を促し、共助の意識を高めます



2-2 想定規模等

(1) 災害時の利用に関するもの

ア) 想定する災害と避難者数

京都府地震被害想定調査結果（2008年）を基に、避難者数が一番多くなる生駒断層帯での地震を想定します。その場合、本町内における短期避難者数⁵は11,400人、長期避難者数⁶は4,700人となることが想定されています。

区分	死者数	負傷者数	短期避難者数	長期避難者数
人数	150人	1,200人	11,400人	4,700人

京都府地震被害想定調査結果（2008年）より

⁵ 短期避難者：電力が復旧するまでの間の避難者

⁶ 長期避難者：被災者

イ)応急給食（炊き出し）の対象者数

長期避難者数の想定に基づき、本町における応急給食の対象者数は 4,700 人とします。

現在、既存の炊き出し予定施設としては 3,150 人分の施設を指定しており、新たに整備する当該施設においては、現在不足している 1,550 人の応急給食（炊き出し）を対象とします。

施設名	応急給食時の調理能力
精北小学校	460 人分
川西小学校	460 人分
山田荘小学校	460 人分
東光小学校	610 人分
精華台小学校	690 人分
地域福祉センターかしのき苑	100 人分
ほうその保育所	170 人分
こまだ保育所	150 人分
いけたに保育所	50 人分
防災食育センター	1,550 人分
計	4,700 人分

ウ)応急給食（炊き出し）の実施内容

発災から 3 日間程度は、備蓄物資を使用した応急給食を実施する必要があり、長期避難者数 4,700 人分の応急給食用に米と長期保存が可能な汁物用乾燥具材を備蓄するものとします。

ただし、敷地が限られていることや、防災受援施設にも備蓄機能を付加することを考慮し、当該施設では 1,550 人分の備蓄に留めます。

品目	備蓄量	備考
米	465kg	100g×1,550 食×3 日
汁物用乾燥具材	4,650 食分	1,550 食×3 日

(2) 平常時の利用に関するもの

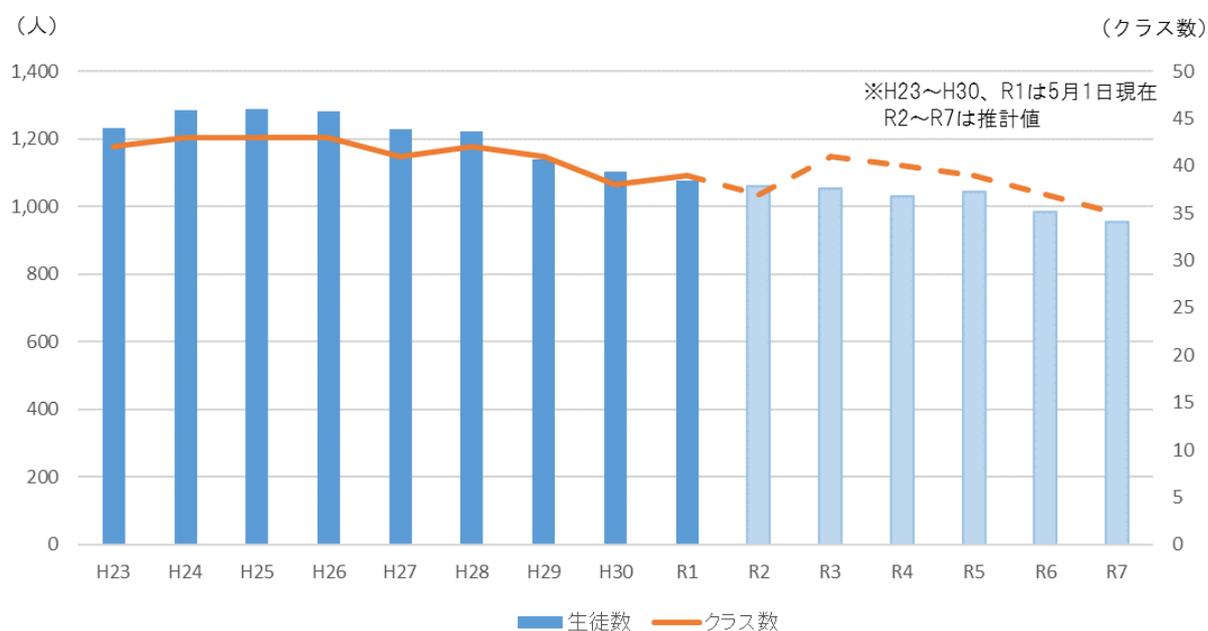
ア) 学校給食の想定規模

平常時の学校給食機能の規模は、本町における中学校生徒数等の推計に基づき、1,200食程度とします。

$$\text{想定食数 } 1,200 \text{ 食} \quad \ni \quad 1,139 \text{ 人} \quad = \quad 1,042 \text{ 人} \quad + \quad 97 \text{ 人}$$

※生徒数は令和4年以降の生徒数推計の最大値を使用し、1,042人としました。

※教職員の喫食数は、現在給食を実施している小学校での教職員の喫食状況を基に想定し、97人としました。



	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7
生徒数	1,231	1,283	1,287	1,282	1,227	1,222	1,138	1,102	1,078	1,060	1,053	1,031	1,042	984	954
クラス数	42	43	43	43	41	42	41	38	39	37	41	40	39	37	35

イ)アレルギー対応食数

平成 25 年度の全国調査⁷によると、中学校における食物アレルギーを持つ生徒の割合は 4.71%となり、これは平成 16 年から平成 17 年にかけて行われた全国調査⁸と比べて増加傾向にあります。

現在、町立小学校においては献立や調理方法を工夫する⁹ことで食物アレルギーを持つ児童への配慮を行い、除去食対応は卵のみとしています。

中学校給食を実施するにあたって、引き続き献立や調理方法の工夫を行いながら、アレルギー対応を行うものとし、アレルギー対応食数は 35 食程度（1,200 食中の約 3%）を想定しました。

■アレルギー疾患の割合

	食物アレルギー	アナフィラキシー ^{※1}	エピペン [®] 保持者 ^{※2}
小学校	4.50%	0.60%	0.37%
中学校	4.71%	0.40%	0.19%
中等教育学校	4.97%	0.27%	0.13%
高等学校	3.95%	0.25%	0.07%
合計	4.45%	0.48%	0.26%

※1 アナフィラキシーとは、アレルギー反応により、じんましんなどの皮膚症状、腹痛やおう吐などの消化器症状、ゼーゼー、呼吸困難などの呼吸器症状が、複数同時にかつ急激に出現した状態をいう。ここでいうアナフィラキシーとは、特定の物質や食品に対してアナフィラキシーを起こしたことがあるもの。

※2 エピペン[®]とはアドレナリン自己注射薬のこと。

(出典) 公益財団法人 日本学校保健会「学校生活における健康管理に関する調査」

■精華町立小学校全体における学年ごとの食物アレルギーの割合（特定原材料のみ）

	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
卵	2.82%	2.73%	3.39%	2.07%	3.13%	1.84%
乳	0.56%	1.21%	0.78%	0.78%	1.56%	0.26%
小麦	0.00%	0.00%	0.00%	0.26%	0.52%	0.52%
そば	1.69%	0.30%	0.52%	1.30%	0.78%	0.79%
落花生	1.69%	0.61%	0.78%	1.81%	1.30%	1.05%
えび	1.41%	1.21%	1.56%	0.26%	1.04%	0.00%
かに	1.13%	1.21%	1.56%	0.26%	0.26%	0.00%

(出典) 令和元年 10 月の調査に基づき作成

⁷ 平成 25 年度の文部科学省委託事業として、公益財団法人日本学校保健会が実施

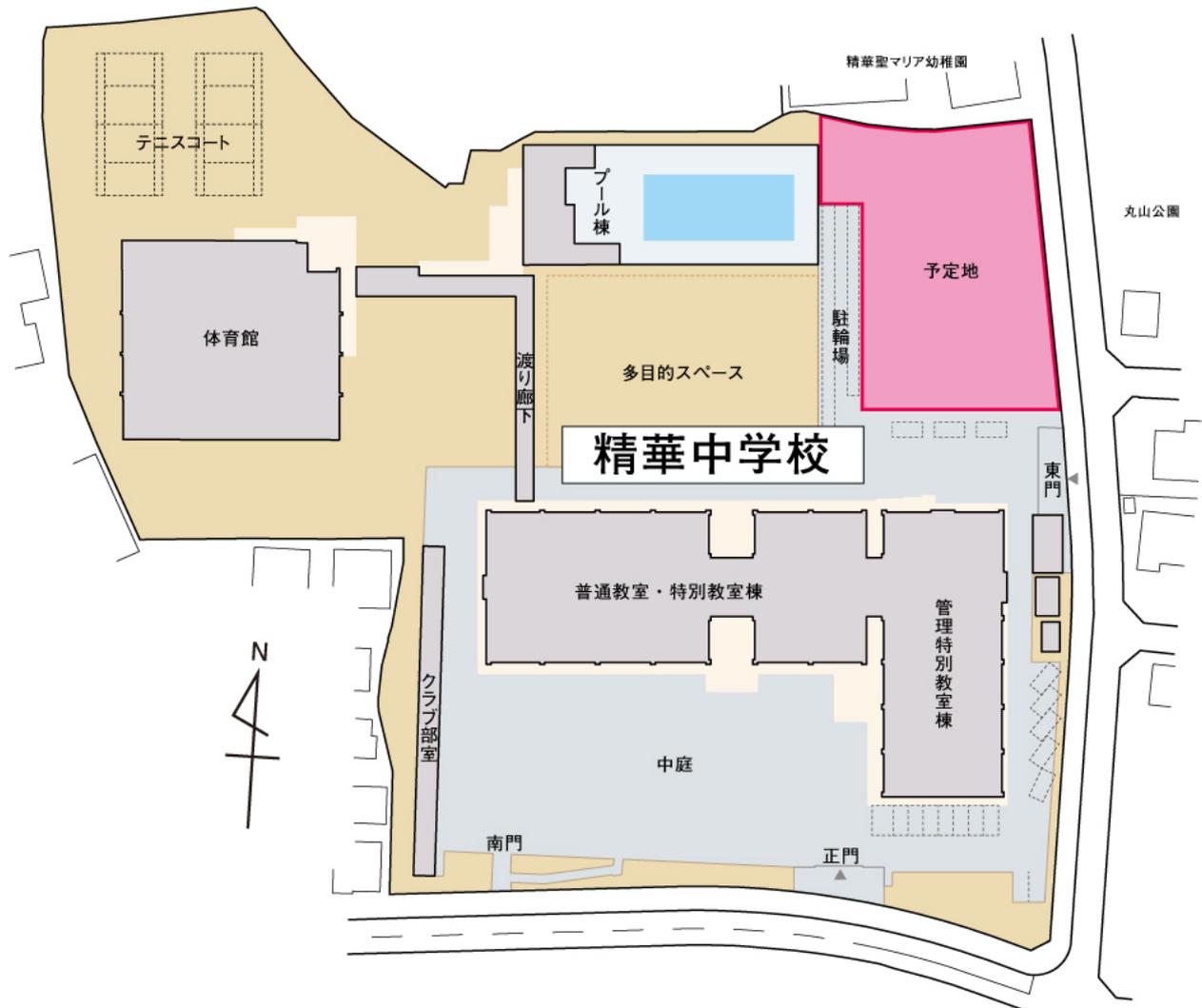
⁸ アレルギー疾患に関する調査研究委員会（平成 19 年 3 月）「アレルギー疾患に関する調査研究報告書」参照

⁹ アレルギー源となる食材を使用せずに調理したり、代替可能となる食材を使用したりすることで、できるだけ多くの児童が食べられるよう工夫しています。

2-3 防災施設としての検討

(1) 配置計画

当該施設は町立精華中学校の東側の空地を活用し整備します。



■敷地概要

敷地面積	約 1,445 m ²	建蔽率	60%
区域区分	市街化区域	容積率	200%
用途地域	第1種住居地域	その他	第3種高度地区 埋蔵文化財包蔵地（遺跡）
防火・準防火地域	指定なし		

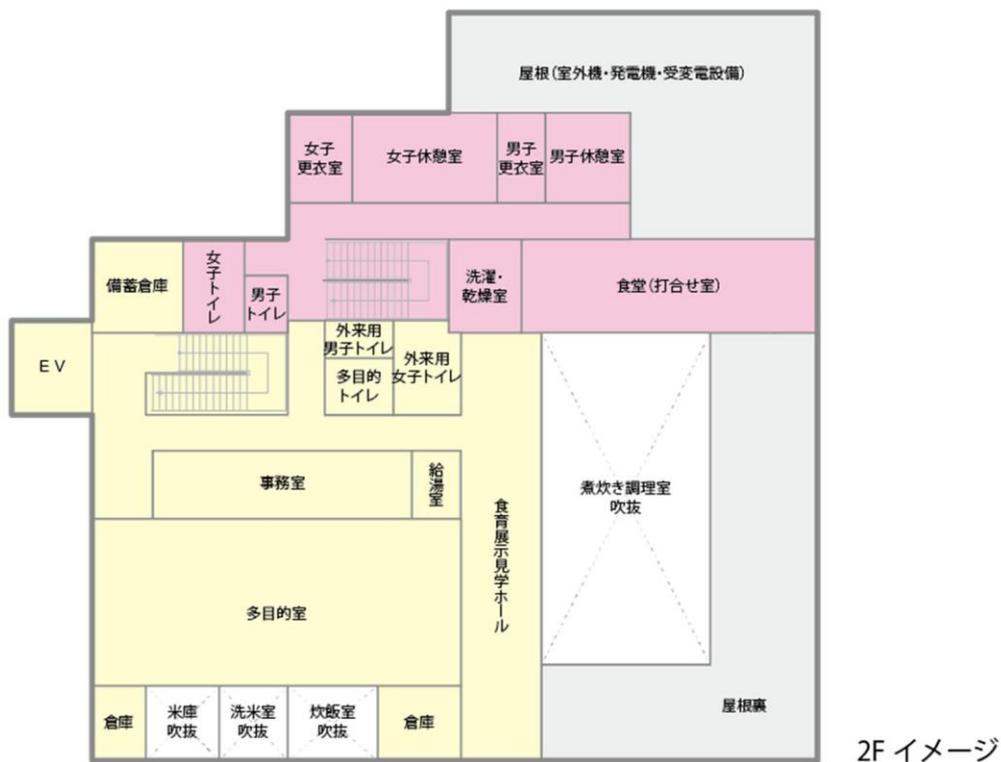
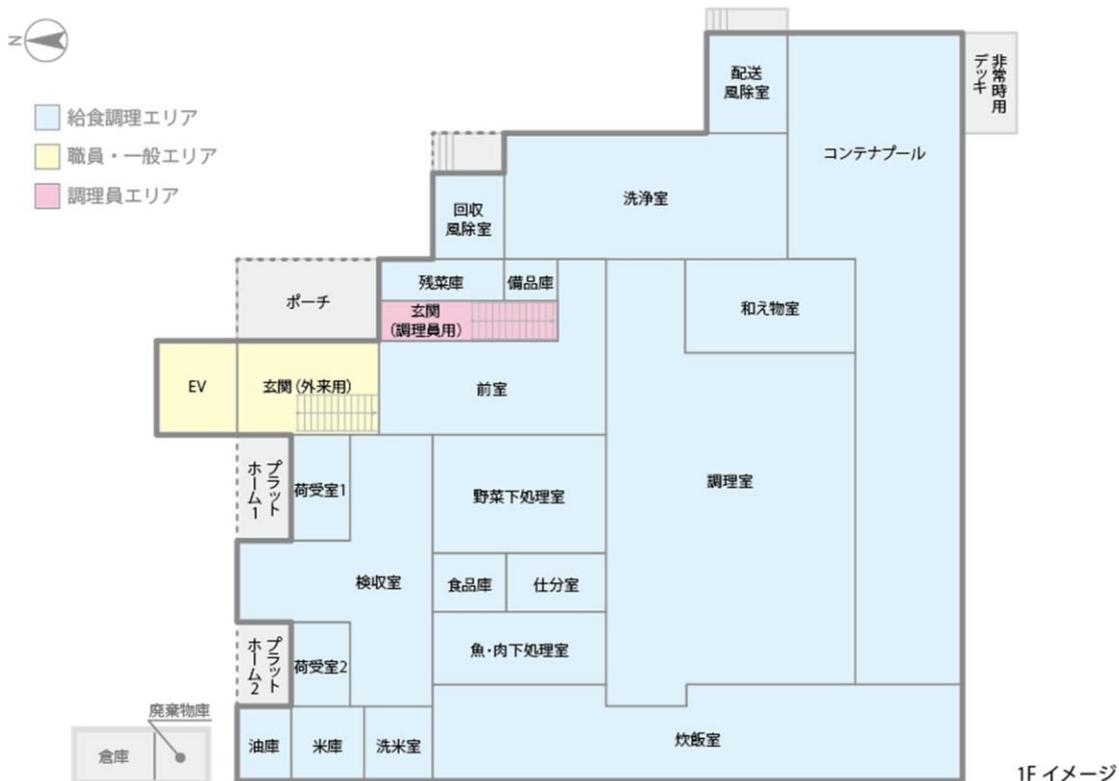
敷地が狭隘で、接道が1面しかないこと、また敷地南東部にT字路や公園の入り口があることから、車両の出入口は敷地北東部を想定し、調理の流れから2つの配置案を検討しました。

その結果、施設を南西に配置したB案を採用し、北側の幼稚園や東側の住宅地への騒音・臭気に配慮した計画とします。

また、災害時に、接道する道路が使用できない場合についても考慮し、敷地南東部に非常用の出入口を設けます。この出入口は精華中学校の敷地に繋がっており、同中学校の敷地を通過して、正門から南側の道路にアクセスすることが可能です。

	A案	B案
配置イメージ		
調理動線	I字・L字	U字
メリット	<ul style="list-style-type: none"> 施設内の食材、食器、調理員の動線が明確である 	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にまとまった空地を確保でき、配送車両等の駐車スペースが確保できる 施設を南西に寄せることで東側の住宅地や北側の幼稚園への影響を抑えることができる
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> 敷地内にまとまった空地を確保できず、配送車両等の駐車スペースの確保が難しい 施設が北側の幼稚園に近づき、騒音や臭気の影響を受ける 	<ul style="list-style-type: none"> A案と比べると、施設内の食材、食器、調理員の動線が明確でない 動線が折れ曲がることで余分な空間が生まれる恐れがある

■平面計画（イメージ）



(2)構造計画

ア)基本方針

災害時の人命及び構造物の安全性を確保するとともに、発災後も、応急給食を提供するため、大規模な補修工事を行うことなく継続して利用できる構造計画とします。また、地盤特性や施工性等を考慮し、力学的・経済的に最も合理的で安全性の高い構造計画とします。

イ)構造種別・構造形式

当該施設の第一の整備目的である「応急給食機能」の実現のためには、厨房機器の自由なレイアウトが重要となります。そのため、大スパンが可能な鉄骨造を採用するものとし、構造形式については、十分な作業空間を確保したスパン計画を行い、ラーメン構造とします。

ウ)耐震安全性の目標

耐震安全性の目標は、構造体として分類Ⅰ類（重要度係数 $I = 1.5$ ）、建築非構造部材としてA類、建築設備として甲類を採用します。

■耐震安全性の目標

部位	分類	耐震安全性の目標
構造体	Ⅰ類	大地震動後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	Ⅱ類	大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られるものとする。
	Ⅲ類	大地震動により構造体の部分的な損傷は生じるが、建築物全体の耐力の低下は著しくないことを目標とし、人命の安全確保が図られるものとする。
建築非構造部材	A類	大地震動後、災害応急対策活動等を円滑に行ううえ、又は危険物の管理のうえで支障となる建築非構造部材の損傷、移動等が発生しないことを目標とし、人命の安全確保に加えて十分な機能確保が図られるものとする。
	B類	大地震動により建築非構造部材の損傷、移動等が発生する場合でも、人命の安全確保と二次災害の防止が図られていることを目標とする。
建築設備	甲類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られているとともに、大きな補修をすることなく、必要な設備機能を相当期間継続できることを目標とする。
	乙類	大地震動後の人命の安全確保及び二次災害の防止が図られていることを目標とする。

(3) 諸室計画

災害時・平常時を通じて有効利用される施設とするため、導入機能ごとに以下の諸室を想定します。

応急給食機能 学校給食機能	汚染作業区域	荷受室、検収室、下処理室、食品庫、仕分室、油庫、米庫、洗米室、回収風除室、洗浄室、残菜庫、備品庫
	非汚染作業区域	調理室、炊飯室、和え物室、コンテナプール、配送風除室
	その他（職員・調理員エリア）	前室、事務室、給湯室、更衣室、休憩室、食堂（打合せ室）、調理員用トイレ、洗濯乾燥室
食育学習機能 地域交流機能 備蓄機能	食育展示見学ホール、多目的室、倉庫、外来用トイレ、備蓄倉庫	

■ 応急給食機能・学校給食機能

区分	室名	主な用途
汚染作業区域	荷受室	・食材の納入や荷受け作業を行う
	検収室	・納品状態の確認、泥付き野菜類の処理等を行う
	下処理室	・食材の下処理（選別・剥皮・洗浄等）を行う
	食品庫	・調味料や乾物類を保管する
	仕分室	・調理に使用する調味料を釜ごとに計量する
	油庫	・納入された揚物用油や使用済み揚物用油を保管する
	米庫	・米を納入し保管する
	洗米室	・米を洗う
	回収風除室	・コンテナを配送車両から降ろす
	洗浄室	・食器・食缶等の洗浄・消毒を行う
	残菜庫	・調理くず及び残菜の脱水・保管を行う
	備品庫	・備品を保管する
非汚染作業区域	調理室	・食材の煮炊き・炒め等を行う
	炊飯室	・炊飯を行う
	和え物室	・加熱調理された食材の和え調理を行う
	コンテナプール	・コンテナの消毒・保管、食器・食缶の積み込みを行う
	配送風除室	・コンテナを配送車両へ積み込む

■応急給食機能・学校給食機能（続き）

区分	室名	主な用途
その他	前室	・各作業区域へ入室する準備を行う
	事務室	・職員の執務空間
	給湯室・更衣室・休憩室	・職員や調理員が更衣・休憩等を行う
	食堂（打合せ室）	・調理員の食堂として利用する ・職員や栄養士の会議で利用する
	調理員用トイレ	・調理員専用のトイレ（1F 準備室内）と職員兼用のトイレ（2F）
	洗濯乾燥室	・調理員の白衣・エプロン等を洗濯、乾燥する

■食育学習機能・地域交流機能・備蓄機能

室名	主な用途
食育展示見学ホール	・児童生徒や地域住民が給食の調理工程を見学する
多目的室	・児童生徒や地域住民に対し実践的な食育講座を開催する ・防災に関する講座を開催する
倉庫	・展示用資料や研修で利用する物品などを保管する
外来用トイレ	・外来者用が利用するトイレ
備蓄倉庫	・災害時に利用する食材（汁物用乾燥具材）等を保管する

(4)設備計画

ア)応急給食設備

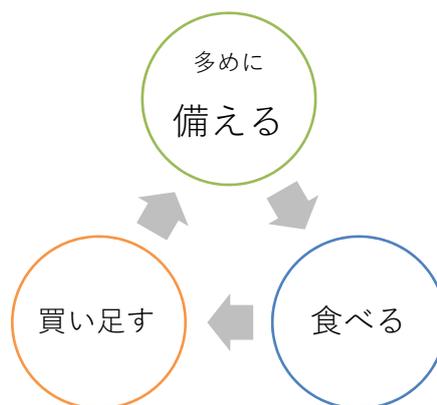
①災害発生後、最低3日間、応急給食の提供が行える施設とします

既存の炊き出し予定施設と連携しながら、当該施設においては1,550人分の「白米」と「汁物」の提供を想定します。そのために必要な厨房機器を配置するとともに、災害時においてもそれらが稼働できるような熱源、照明等を想定します。

②災害時用の食材を備蓄します

応急給食の「白米」を作るため、米が保管できる備蓄米庫を整備します。備蓄米庫は平常時の米庫と兼用し、納入した順に米を消費しながら災害時に利用する米(470kg程度)を常に確保するものとします。

また、「汁物」については長期保存が可能な乾燥具材4,700食分を備蓄倉庫にストックします。



③応急給食に対応するための転用調理器具を設置します

「白米」と「汁物」を調理するために必要な調理機器を選定します。また、応急給食で使用する機器は、災害時に熱源供給がストップした場合でも稼働できるよう、ガス熱源とします。

応急給食の実施のためには、防災受援施設や各避難所との連携も求められることから、2階事務室周辺も災害時に使用する想定とします。

■応急給食で使用する調理機器

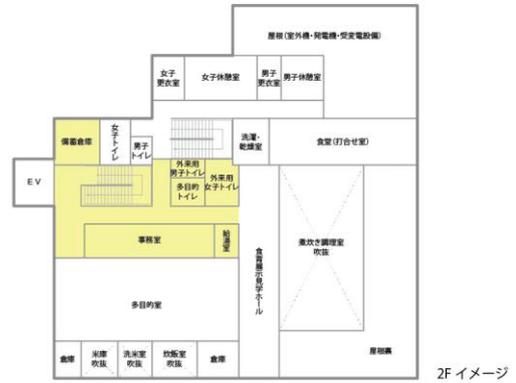
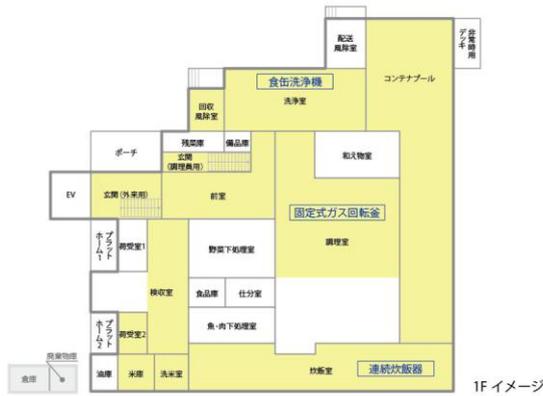
調理機器	熱源	用途
連続炊飯システム	災害時平常時共にガス	白米の炊飯を行う
固定式ガス回転釜	災害時平常時共にガス	汁物の調理を行う
食缶洗浄機	災害時平常時共にガス	各避難所へ配送する際に使用した食缶を洗浄する

■災害時の運転状況

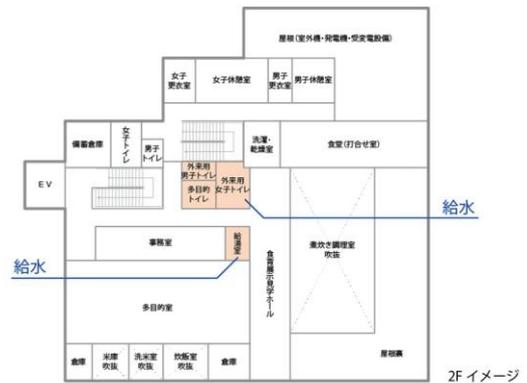
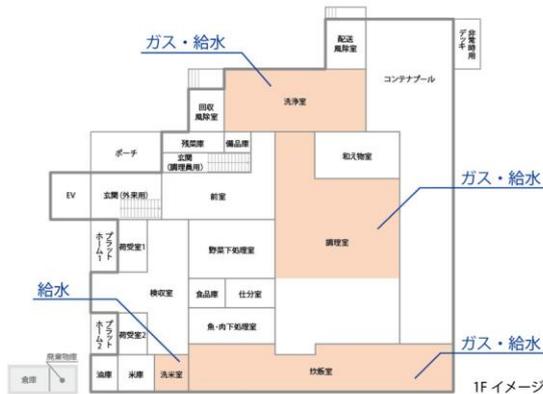
系統・室名	照明・電源	給水	給湯	ガス	換気	空調
炊飯室・調理室の一部	○	○	—	○	○	—
他の調理室	—	—	—	—	—	—
2階事務室等	○	○	—	—	○	—
その他一般室	—	—	—	—	—	—

※照明器具は間引き点灯とする

■災害時：照明・電源供給エリア（イメージ）



■災害時：給水・ガス供給エリア（イメージ）



イ)給水設備

災害時の給水本管破損による断水対応として受水槽を設置します。受水槽は、平常時と災害時の施設利用形態を想定して余裕をもたせた容量とし、災害時の必要容量は、応急給食で想定する「白米」と「汁物」を3日間程度と、施設内で最低限必要な水量を確保します。また、受水槽の付属設備として以下の災害時の利用に配慮した計画とします。

■災害時の利用に配慮した受水槽の付属設備

- ・災害時に直接受水槽から給水可能な水栓器具を設置
- ・漏水と汚泥侵入に対処するための緊急遮断弁を設置
- ・給水車からの直接供給に対応
- ・残留塩素を保持するための自動滅菌装置を設置

ウ)排水設備

周辺の地域環境に配慮し、厨房排水に対しては地中埋設型の排水除外施設を設け、悪臭成分を分解し下水道に放流します。また、災害時に下水道が利用できない場合を想定し、排水除外施設の流入調整槽にて貯水可能な計画とします。

エ)非常電源設備

災害時等の停電で電力が利用できない場合を想定し、自家発電機を設置します。自家発電機は、応急給食で使用する厨房設備、給水設備、照明設備の稼働に必要な電力を確保します。また、自家発電機用のオイルタンク（地下タンク）を設置し、3日間程度の送電が可能な計画とします。

オ)空調換気設備

①空調設備の熱源、空調方式

空調設備の熱源は、操作性が良く、メンテナンスが容易な電気式空冷ヒートポンプパッケージ型空調機を選定します。

厨房機器からの発熱量が大きく、室内全体の空調が非効率となる炊飯室、調理室は、スポット空調方式による空調とし、その他の諸室については、天井カセット空調方式により室内全体の空調を行います。

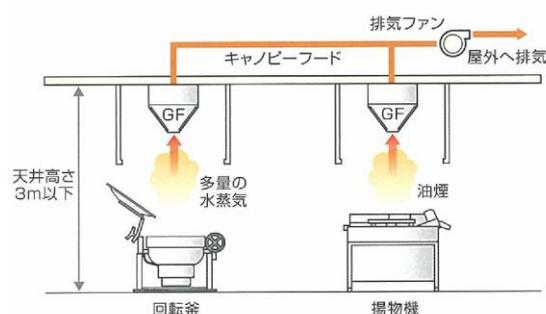
②換気方式

燃焼排ガスが発生する連続炊飯システムや固定式ガス回転釜等は、排気フードによる換気方式を採用し、燃焼排ガスを直接屋外に排出します。

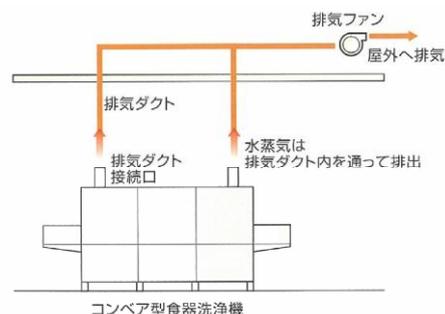
洗浄室は、洗浄器内の高温多湿な空気を室内に拡散させないため、洗浄機の排気方式による排気を行います。

その他の諸室については、天井排気口から排気する一般換気方式による排気を行います。

■排気フードによる換気方式のイメージ



■洗浄機の排気方式のイメージ



力)廃棄物処理設備

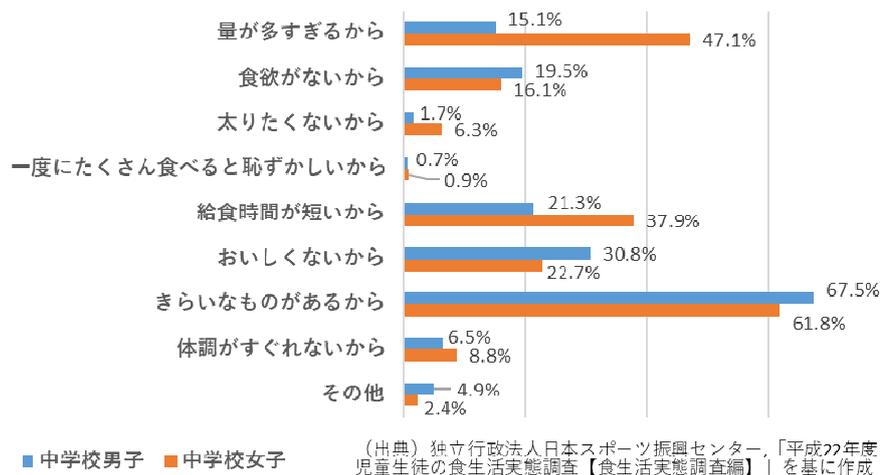
学校給食を作る過程で発生する調理くずや食べ残しなどの生ごみは、屋内のごみ庫や密閉容器に保管するなど、臭気対策を行います。

学校給食用調理施設は食品リサイクル法の対象施設ではありませんが、継続的に食品廃棄物等を発生させている施設であり、食品ロス削減に向けての取組や、調理くずや食べ残しなどの再生利用の取組を推進することが必要だと考えられています。

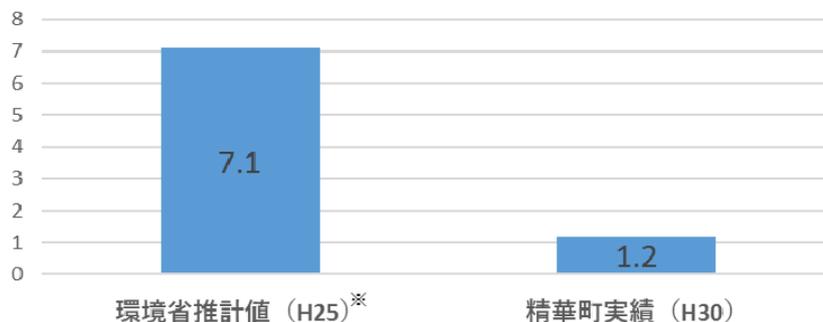
なお、現在の本町の小学校における給食の食べ残しは、全国的な調査結果と比べて非常に少ない状況にあります。これは、適切な量の給食とすること、適切な給食時間を確保すること、魅力ある給食とする工夫¹⁰が行われているためだと考えられます。

中学校給食においても、その現状を踏まえた上で、適切な量の給食とすること、適切な給食時間を確保すること、さらには小学校での取組を参考とした工夫を行うことなどの検討を進めていきます。

■学校給食を残す理由



■児童・生徒一人あたりの食べ残し量 (kg/人・年)



※環境省、「学校給食センターからの食品廃棄物の発生量・処理状況調査」より

¹⁰ 現在、小学校では栄養教諭や給食調理員を中心とした食育の取組のほか、セレクト給食や6年生が給食メニューを考えるなど、楽しんで食べられる取組が実施されています。

2-4 食育・交流施設としての検討

(1)食育や地域交流への取り組み

ア)基本方針

精華町教育委員会では、平成30年3月に「精華町学校給食基本構想」を策定しており、学校給食に関する6つの基本方針を定めています。

基本方針の1では、「食育の観点からの学校給食」を設定しており、給食実施にあたっては、この方針に沿った食育の取組を進めるとともに、当該施設を活用して小学校、中学校での食育の充実を図ります。

また、基本方針の3では、「食育やコミュニティ拠点としての機能」を設定しており、整備する施設については、学校給食を通じた児童生徒への食育推進だけでなく、保護者や住民全体への食育の展開を図るための施設とすることを目指しています。

一方、精華町では、これまでの食育基本方針と近年の「食」を取り巻く状況の変化や諸課題を踏まえ、平成30年3月に「第3次精華町食育推進基本方針」を策定し、食育推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進に取り組んでいます。

以上の内容を踏まえ、当該施設は、学校給食を通じた食育推進はもちろん、町全体の食育の取組とも連携し、食や食育を通じて児童生徒や学校給食の関係者、地域住民などの交流を図ることで、町全体の食育推進に寄与する拠点施設としての整備を目指します。

■精華町学校給食基本構想における基本方針（抜粋）

基本方針1

食育の観点からの学校給食

給食実施にあたっては、旬の食材を使用して季節感を出したメニューの提供や、古くから伝わる地域の伝統食や行事食の提供、子どもたちが考えたバランスの良い給食メニューの提供、給食を通じたコミュニケーション能力の育成、食品ロスの削減など環境に配慮した学びなど、栄養教諭を中心とした食育の充実に努めます。また、昼食時間を食育の時間として活用できるよう望ましい食育の環境をめざします。

給食を実施することで家庭の弁当作りにかかる時間の負担を軽減し、家庭での朝食が充実したものとなるよう、また、毎日朝食を摂る習慣が身に付くよう啓発に努めていきます。

基本方針3

食育やコミュニティの拠点としての機能

学校給食を児童生徒の食育に活用するとともに、保護者や住民みんなの食育へと展開することができるよう、学校給食センターに調理場を見学することができるスペースの設置や地産地消や食文化に関する情報発信が可能な食育の拠点施設としての機能と施設整備をめざします。

中学校給食においても精華町産食材の活用を図るため、生産者をはじめ関係者と連携した仕組みづくりを検討します。

■第3次精華町食育推進基本方針による施策の体系

基本
理念

「食」を育む、「食」で育む精華町

基本
的考
え方

- 家庭における食育の推進
- 体験を通じた食育の推進
- 住民参画・協働による食育の推進
- 町の特性を活かした食育の推進

基本目標1：健康寿命の延伸につながる食育の推進

基本目標2：食の安全・安心の確保

基本目標3：地産地消の推進

基本目標4：食文化の理解と継承

基本目標5：食品ロスの削減

基本目標6：食に対する感謝の心や作法・マナーの育成

基本目標7：食を通じたコミュニケーションの促進

イ)食育展示見学ホール

児童生徒はもちろん、保護者や地域住民が施設を訪れ、学校給食についての理解を深めるとともに、食育や食品ロスへの関心を高めることを目的とします。

- ・食育展示見学ホールは2階に設置し、調理のためのエリアと、来訪者のためのエリアを明確に区分します。
- ・食育展示見学ホールからは、メイン工程である加熱調理エリアの見学を想定します。その際、見学ホールからの厨房機器の視認性を確保するなどの工夫を行い、臨場感のある見学ホールとなるよう配慮します。
- ・食育に関する展示スペースを設け、地産地消や食文化、食品ロスなどの情報発信を行います。

ウ)多目的室

児童生徒が施設見学に訪れた際に使用する室を、保護者や地域住民も利用できる多目的室として整備することで、「精華町学校給食基本構想」で掲げた食育やコミュニティ拠点としての機能を持たせます。

- ・児童生徒や保護者、地域住民が、地元生産者や食育に関係する団体などと交流したり、食に関する講演会を開催したりできる会議スペースを整備します。
- ・「第3次精華町食育推進基本方針」において示された、健全な食習慣の実践につなげるための体験教室や、伝統的な料理の料理教室の開催、高齢者に食を通じた交流の場の提供など、様々な世代を対象にした町内の食育施策に活用するための調理実習設備を設置します。
- ・家庭での備蓄の大切さ、災害時の限られた環境や道具で調理できるレシピ等を伝え、当該施設の災害時の役割を発信するなど、災害時の食に関する啓発や、地元生産者との交流に取り組みます。

■多目的室のイメージ



■食育推進施策の展開（第3次精華町食育推進基本方針より）

基本目標1：健康寿命の延伸につながる食育の推進

- ① 「食育」への関心を高めるための情報を発信する
- ② 健全な食習慣(朝食の摂取、野菜の摂取、生活習慣病予防等)に関する情報を提供する
- ③ 健全な食習慣(朝食の摂取、野菜の摂取、生活習慣病予防等)の実践につなげるための体験教室を開催する
- ④ 給食を通して、健康な心と体を育て、自ら健康で安全な生活を作り出す力を養う
- ⑤ 高齢者へ「食」に関する健康教育を実施する
- ⑥ 幅広い世代に情報提供するための協力団体を発掘する
- ⑦ 食に関する普及活動を推進する人材を育成する
- ⑧ せいか365プロジェクトとの連携を図る

基本目標2：食の安全・安心の確保

- ① 安心して食生活を送るための情報を提供する
- ② 給食で使用する食材の安全確保と食中毒予防に努める
- ③ 給食で使用する地域食材を提供する団体に支援を行う

基本目標3：地産地消の推進

- ① 地域消費を拡大するための情報を提供する
- ② 地域の旬の食材を利用した料理教室を開催する
- ③ 給食において地域食材の提供を行う
- ④ 給食において精華町産米100%の提供を行う

基本目標4：食文化の理解と継承

- ① 米を中心に構成される「日本型食生活」の啓発を行う
- ② 伝統的な料理について情報を発信する
- ③ 伝統的な料理の料理教室を開催する
- ④ 給食を通じて、人々が築き継承してきた様々な文化を保護者や子どもたちに伝える

基本目標5：食品ロスの削減

- ① 食品廃棄物を取り巻く現状や本町の実態の理解に向けた周知活動に取り組む
- ② 「食品ロス」削減に関する認知向上に向けた啓発活動に取り組む
- ③ 住民が自ら「食品ロス」削減に向けた行動を実践するための啓発活動に取り組む
- ④ 給食等を通して食品ロスについて考える機会を提供する

基本目標6：食に対する感謝の心や作法・マナーの育成

- ① 食品に対して「もったいない」と思う心を養う
- ② 作法やマナーの啓発につながる情報を提供する
- ③ 子どもたちと生産農家との距離を縮め、食に対する理解を深める
- ④ 給食を通して、食に対する感謝の心や作法・マナーについて指導する

基本目標7：食を通じたコミュニケーションの促進

- ① 街頭啓発などを通して共食の必要性を呼びかける
- ② 地域で一緒に料理や食事を提供する機会を提供する
- ③ 給食を通して、食生活を豊かにし、明るい社交性や協同の精神を養う
- ④ 高齢者に食を通じた交流の場を提供する

(2) 学校給食の提供

ア) 学校給食委員会

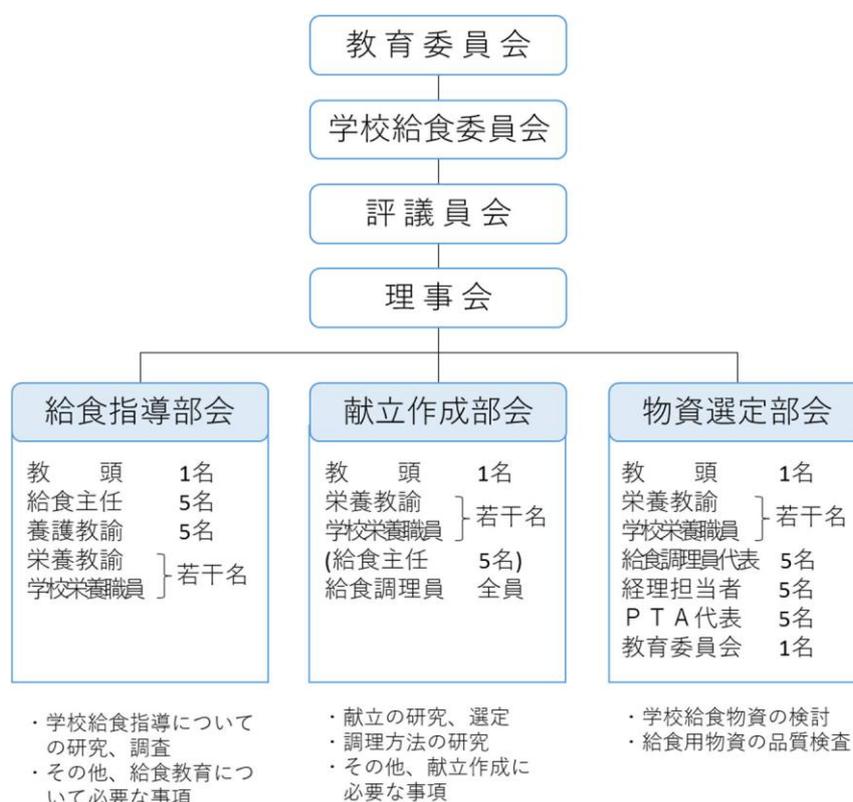
現在、精華町では、小学校給食の実施にあたり、町立小学校、PTA 及び教育委員会から組織する精華町学校給食委員会を設置し、関係諸機関と連携を密にしながら、学校給食の指導や運営の円滑化を図っています。

同委員会では、学校給食の指導、献立の作成、物資の選定などを事業として実施しており、各事業の実施のために、3つの専門部会を設置しています。

中学校給食の実施にあたっては、担当の栄養教諭を配置し、中学校や教育委員会との連携を密に行います。

また、現在の学校給食委員会の組織に、中学校や中学校関係者、担当の栄養教諭に参加していただく中で、学校給食委員会の組織体制の拡充を図り、食育指導やアレルギー対応の充実、安全安心で成長期に必要な栄養バランスのとれたおいしい給食のための献立作りに取り組んでいきます。

■現在の精華町学校給食委員会 組織図



中学校給食の実施にあたり
新たに中学校関係者等の参加を想定

イ)地産地消の推進

「精華町学校給食基本構想」（平成 30 年 3 月）、「精華町まちづくり基本構想」（平成 31 年 3 月）で定めたとおり、当該施設においては学校給食を通じて地産地消の推進に取り組みます。

現在、小学校給食では、地元の生産団体の協力を得て、平成 16 年度から精華町産農産物を学校給食に取り入れた地産地消の取組を進めています。

取組の開始当初から比べると、農産物の種類や量は増えてきており、中学校給食においても精華町産農産物の使用を積極的に進めています。

これら学校給食における地産地消の取組が拡充・継続できるよう、その仕組みについても関係者などと協力して検討していきます。

また、小学校では、精華町産農産物を使用する際には、使用する農産物の展示、収穫の様子や生産団体、地域での食べ方の紹介を行うなど、食育の一環としても取り組んでおり、中学校給食においても、同様の取組を進めています。

ウ)衛生管理

調理場とその他の諸室を明確に分離するとともに、文部科学省の「学校給食衛生管理基準」、厚生労働省の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準拠し、HACCP の概念に基づく衛生管理とリスク分散を行います。

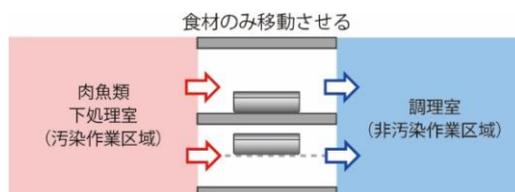
■学校給食衛生管理基準による学校給食施設の区分

区分			内容
学校給食施設	調理場	作業区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 検収室 <ul style="list-style-type: none"> — 原材料の鮮度等の確認及び根菜類等の処理を行う場所 ● 食品の保管室 ● 下処理室 ● 返却された食器・食缶等の搬入場
			<ul style="list-style-type: none"> ● 洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒前）
		非汚染作業区域	<ul style="list-style-type: none"> ● 調理室 <ul style="list-style-type: none"> — 食品の切裁等を行う場所 — 煮る、揚げる、焼く等の加熱調理を行う場所 — 加熱調理した食品の冷却等を行う場所 — 食品を食缶に配食する場所 ● 配膳室 ● 食品・食缶の搬出場
			<ul style="list-style-type: none"> ● 洗浄室（機械、食器具類の洗浄・消毒後）
その他		<ul style="list-style-type: none"> 更衣室、休憩室、調理員専用便所、前室等 	
		<ul style="list-style-type: none"> 事務室等（学校給食調理員が通常、出入りしない区域） 	

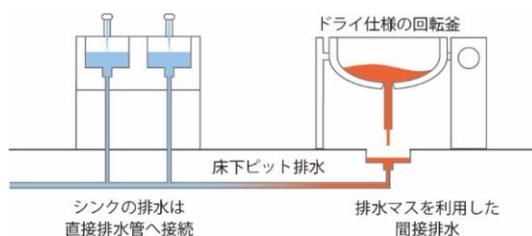
①ハード整備方針

- ・作業区域ごとに床の色を変えるなど、調理員が作業区域を認識しやすい計画とします。
- ・汚染作業区域と非汚染作業区域の間では食品のみを移動させられるよう、調理台やパススルー冷蔵庫、カウンターハッチ等を設置します。
- ・ドライシステム¹¹を導入し、対応する設備、機械、器具を採用します。
- ・作業区域内を適切な温度・湿度に保つため、必要な空調設備等を設置します。
- ・前室や調理場内には、調理員数に見合った台数の手洗い設備を設置します。
- ・調理場内の手洗い設備は、手洗いの洗浄水が食品に飛散しないよう設置場所に配慮します。
- ・検収室の外部への出入口にはエアーカーテンを設置します。
- ・泥付きの根菜等の処理が検収室で行えるよう、球根皮剥機を設置します。
- ・可動式の機械や機器を採用するなど、作業動線が交差しない調理が可能な計画とします。
- ・調理員用トイレは食品を扱う場所や洗浄室から直接出入りできない構造とします。
- ・調理員用トイレには個室の前に脱衣スペースを設け、衣服を整える前に手洗いができるよう個室内に手洗い設備を設置します。

■パススルー冷蔵庫のイメージ



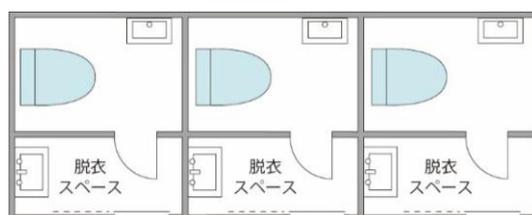
■ドライシステムのイメージ



■可動式機械のイメージ



■調理員用トイレのイメージ



②ソフト施策

- ・作業工程表や作業動線図を作成し、調理のシミュレーションを行うことで、調理器具や調理員を介した食材の2次汚染を防ぎます。
- ・厨房機器は「調理場における洗浄・消毒マニュアル」(文部科学省)等に基づいた十分な洗浄・消毒を行います。また調理器具等も消毒保管庫等を活用しながら衛生的に管理します。
- ・後述する食物アレルギー対応や、衛生管理を徹底するためのマニュアルを整備します。

¹¹ 床に水が落ちない構造の施設・設備、機械・器具を使用し、床が乾いた状態で作業するシステムのこと。

(3)食物アレルギーへの対応

食物アレルギーを持つ生徒が 1 人でも多く給食を楽しめるよう、可能な限り食物アレルギーを持たない生徒と同じ給食を提供するものとします。その際、安全性を最優先し、誤食などにより食物アレルギー症状が誘発されないためにも、個人のアレルギー症状の程度や性質、年齢経過による変化等を正確に把握する必要があります。

このため、食物アレルギーを持つ生徒に対して、医師の判断による「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を求めるものとします。

■学校における食物アレルギー対応の基本的な考え方

- ・食物アレルギーを有する児童生徒が、安全で安心な学校生活を送ることができる（安全の確保）。
- ・食物アレルギーを有する児童生徒においても、学校給食の時間及び食物を扱う学習活動等を安全、かつ楽しんで過ごすことができる（QOL の向上）。
- ・教育委員会の方針に基づき、校長のリーダーシップにより、学校全体で組織的に対応する。
- ・教職員全員が研修等の実施により、食物アレルギーに関する正しい知識を身に付ける。
- ・児童生徒の食物アレルギーに対する理解を深める。
- ・保護者との共通理解を図るとともに、連携し、情報を共有する。
- ・緊急時に適切な対応を行う。

（出典）京都府教育委員会「学校等における食物アレルギー対応の手引」

ア)組織的な対応

給食における食物アレルギー対応は、組織で検討し、学校や保護者、教育委員会など町内全体で取り組んでいく必要があります。

現在、小学校では、自校方式により給食を提供しており、前述の学校給食委員会の専門部会である給食指導部会や献立作成部会において、アレルギー対応マニュアルの作成や食物アレルギーを考慮した献立の作成などに取り組んでいます。

今回、中学校給食を実施するにあたって、これまでの小学校給食の実績を踏まえて、現在ある学校給食委員会及び各専門部会に中学校や中学校関係者に参加していただく中で取り組んでいきます。

アレルギー対応については、小学校と同様、給食指導部会と献立作成部会を基本として取り組みますが、中学校及び中学校関係者の参加による体制の拡充により、アレルギー対応の充実についても給食委員会及び各専門部会において検討していきたいと考えています。

イ)対応方法

食物アレルギーへの対応方法としては、除去食の提供、代替食の提供等があります。

学校給食における食物アレルギー対応において、最優先すべきことは「安全性」であり、「安全性」を確保するためには調理作業の単純化等の軽減が必須となります。

そのため、文部科学省の指針において「完全除去対応（提供するかしないか）が基本」とされており¹²、現在、町立小学校において除去食による対応を行っていることから、中学校給食においても「除去食」を基本としたアレルギー対応を行います。（その際の対応食数は先に述べたとおり、35 食程度とします。）

■食物アレルギーへの対応方法

レベル 1 詳細な献立表対応	<ul style="list-style-type: none">給食の原材料を詳細に記した献立表を事前に配布し、それをもとに保護者や担任などの指示又は児童生徒自身の判断で、給食から原因食品を除いて食べる対応。単品で提供されるもの（例 果物など）以外、調理されると除くことができないので適応できない。詳細な献立表の作成と配布は学校給食対応の基本であり、レベル 2 以上の対応でも、あわせて提供すること。	
レベル 2 弁当対応	一部弁当対応	完全弁当対応
	<ul style="list-style-type: none">除去又は代替食対応において、当該献立が給食の中心的献立、かつその代替提供が給食で困難な場合、その献立に対してのみ部分的に弁当を持参する。	<ul style="list-style-type: none">食物アレルギー対応が困難なため、すべて弁当持参する。
レベル 3 除去食対応	<ul style="list-style-type: none">広義の除去食は、原因食物を給食から除いて提供する給食を指し、調理の有無は問わない。（例：飲用牛乳や単品の果物を提供しない 等）本来の除去食は、調理過程で特定の原材料を除いた給食を提供することを指す。（例：かき玉汁に卵を入れない 等）	
レベル 4 代替食対応	<ul style="list-style-type: none">広義の代替食は、除去した食物に対して何らかの食材を代替して提供する給食を指し、除去した食材や献立の栄養価等の考慮の有無は問わない。本来の代替食は、除去した食材や献立の栄養量を考慮し、それを代替して 1 食分の完全な給食を提供することを指す。	

(出典)文部科学省「学校給食における食物アレルギー対応指針」を基に作成

¹² 「学校給食における食物アレルギー対応指針」(P.35) 参照。個別対応は行わず、原因食物の完全除去対応（二者択一）を基本とすることや、調味料・だし・添加物等については基本的に除去せず、これらへの対応が必要な児童生徒は弁当対応を考慮することなどが示されている。

ウ)除去品目

除去品目は食物アレルギーのある生徒の現状などを踏まえ、関係機関と協議しながら、実現可能な品目を今後定めるものとします。

■特定原材料等（参考）

区分	表示	食材
特定原材料	義務※ ¹	えび、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生
特定原材料に準ずるもの	推奨※ ²	あわび、いか、いくら、オレンジ、カシューナッツ、キウイフルーツ、牛肉、くるみ、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン

※¹ 食物アレルギー症状を引き起こすことが明らかになった食品のうち、特に発症数、重篤度から勘案して表示する必要性の高いものとして表示が義務化されているもの。（食品表示基準 別表第十四）

※² 消費者庁次長通知により、症例数や重篤な症状を呈する者の数が継続して相当数みられるが、特定原材料に比べて少なく、当該食品を原材料として含む旨を可能な限り表示するよう努めることとされているもの。

エ)アレルギーエリアの配置計画

アレルギー対応食を提供するにあたり、検収から下処理の工程は通常食と同じ動線をたどるものとします。その後、通常食の調理を行う前に、先行してアレルギー対応食の食材の受け渡しを行い、調理工程以降は専用エリアで配缶まで行うものとします。

オ)アレルギー食の識別

現在、小学校におけるアレルギー対応食は、対象児童の氏名が記載された蓋つきの個別容器に配膳を行っています。また、受け渡し、喫食、返却まで確実に行われるよう、その都度確認し、用意された確認表にサインを行う仕組みをとっています。

中学校においても、保温保冷に優れた個別容器を対象生徒ごとに用意し、受け渡しから返却までが確実に行われるよう担当教諭、生徒、調理員等の複数の目で確認を行う仕組みを構築します。

■個別容器の例



(4) 厨房計画

ア) 前提条件

① 提供食数及び調理能力

- ・災害時の応急給食（1,550食）に対応する能力を有し、調理場での炊飯を想定します。
- ・平常時の提供食数は1日当たり1,200食を想定します。
- ・パン・牛乳等は小学校同様、学校への直接配送とします。

② 献立

- ・献立は、作業負担を軽減し、配缶・配送をシンプルにするため1献立を想定します。
- ・献立内容は、主食（米飯、パン、麺）、副食（汁物、煮物、焼物、揚物、和え物等）、牛乳を基本とし、副食品数は最大3品を想定します。

イ) 厨房機器

災害時の稼働や、平常時の給食調理のために、適切な厨房機器を選定します。

- ・応急給食に対応するため、回転釜、炊飯機、洗浄機は災害対応可能な仕様とします。
- ・災害時の限られた人数でも応急給食に対応できるように、連続炊飯システムを採用します。
- ・除去食に対応するためのアレルギー専用調理エリアを調理室内に設けます。
- ・食器、食缶、トレイ用の洗浄システムを設置します。
- ・敷地面積や食数を考慮し、コンテナ用の洗浄機は設置しませんが、天吊り式のコンテナ消毒保管機を設置します。

ウ) 熱源の検討

- ・災害時の応急給食で使用する回転釜、炊飯機、洗浄機の熱源はガスとします。
- ・その他の大型機器はイニシャルコストとランニングコスト、作業性や安全性等を基に最適な熱源を検討します。

■各室における厨房設備

区分	室名	想定機器
汚染作業区域	荷受室	移動検収台、防水型デジタル台はかり、はかり用置台
	検収室	スタッキングカート、器具消毒保管機、一槽シンク、球根皮剥機、検食用冷凍庫、冷蔵庫、三槽シンク
	油庫	新油・廃油タンク
	下処理室(野菜)	包丁まな板消毒保管機、器具消毒保管機、スタッキングカート、移動台、三槽シンク、ドライ式ローラーコンベヤ、L型運搬車、パススルー冷蔵庫、冷凍庫
	下処理室(肉魚卵)	包丁まな板消毒保管機、器具消毒保管機、三槽シンク、作業台、冷蔵庫、冷凍庫、パススルー冷蔵庫
	食品庫・仕分室	冷蔵庫、シェルフ、三槽シンク、作業台、ミキサー、器具消毒保管機、パススルー冷蔵庫
	米庫・洗米室	計量装置付納米庫、自動式電動水圧洗米機、水切台付一槽シンク
	洗浄室	食器食缶トレイ洗浄システム、移動式シンク、移動式ラック、移動台、受台、三槽シンク
非汚染作業区域	調理室	ドライ式ローラーコンベヤ、さいの目カッター、移動式さいの目カッター置台、受けシンク、フードスライサー、移動式スライサー置台、受けシンク、回転釜、食材運搬車、スタッキングカート、配缶盛付台、スチームコンベクションオープン、フライヤー、三槽シンク、包丁まな板消毒保管機、器具消毒保管機、包丁まな板殺菌庫、移動台
	アレルギー専用調理エリア	アレルギー専用調理台、電子レンジ、上棚、テーブル型器具消毒保管機
	炊飯室	前処理用制御盤、連続炊飯システム、米飯計量器、配缶盛付台、移動台、炊飯釜、炊飯釜カート、水切台付三槽シンク
	和え物室	真空冷却機、冷蔵庫、和え物用回転釜、配缶盛付台
	コンテナプール	天吊り式消毒保管機、消毒用コンテナ、給食用コンテナ、食缶消毒保管機、器具消毒保管機、食器食毒保管機、冷凍庫、検食用冷凍庫
その他	前室	衣類殺菌庫、シューズ殺菌庫、エアシャワー、手洗い器
	備蓄倉庫	災害時対応用カート、災害時用回転釜

エ)備品計画

①食器等

- ・小学校給食で使用している4種類の食器（飯碗、汁椀、深皿、小皿）とトレイを中学校給食に適した大きさに変更し、使用するものとします。
- ・箸は家庭から持参するものとし、献立によって必要となるスプーンは調理場から配送します。
- ・着色や破損の恐れが低く、重量による生徒や調理員等への負担が少ないポリエチレンナフタレート（PEN）樹脂製食器の導入を基本とします。

■献立別の食器組み合わせ例



※1回あたり最大4点の食器を使用する

■食器の材質比較

	強化磁器	PEN	PP樹脂	メラミン樹脂
重さ	× 重い	○ 比較的軽い	○ 軽い	△ やや重い
耐熱性	◎ 耐熱温度 700°C	○ 耐熱温度 120°C	○ 耐熱温度 120°C	○ 耐熱温度 120°C
耐衝撃性	× 落とすと割れる	○ 適度な弾力があり、変形して元に戻る	○ 適度な弾力があり、変形して元に戻る	△ 変形しないが、落とすと割れる場合がある
着色汚れ	○	○	× トマトケチャップ、スイカ等に注意	× 紅生姜、梅干、ソース等に注意
価格	×	△	○	○

②食缶類

食缶は、保温や保冷に優れた二重食缶とし、保温 65°C以上、保冷 10°C以下を 2 時間以上保持できるものを基本とします。

■使用する食缶類

区分	仕様	容量※
ご飯用	二重食缶	13～14L
汁物用	二重食缶	13～14L
焼物・揚物用	二重食缶	7L
和え物用	二重食缶（蓄冷剤付）	7L

※通常学級で使用する基本容量

■二重食缶の例

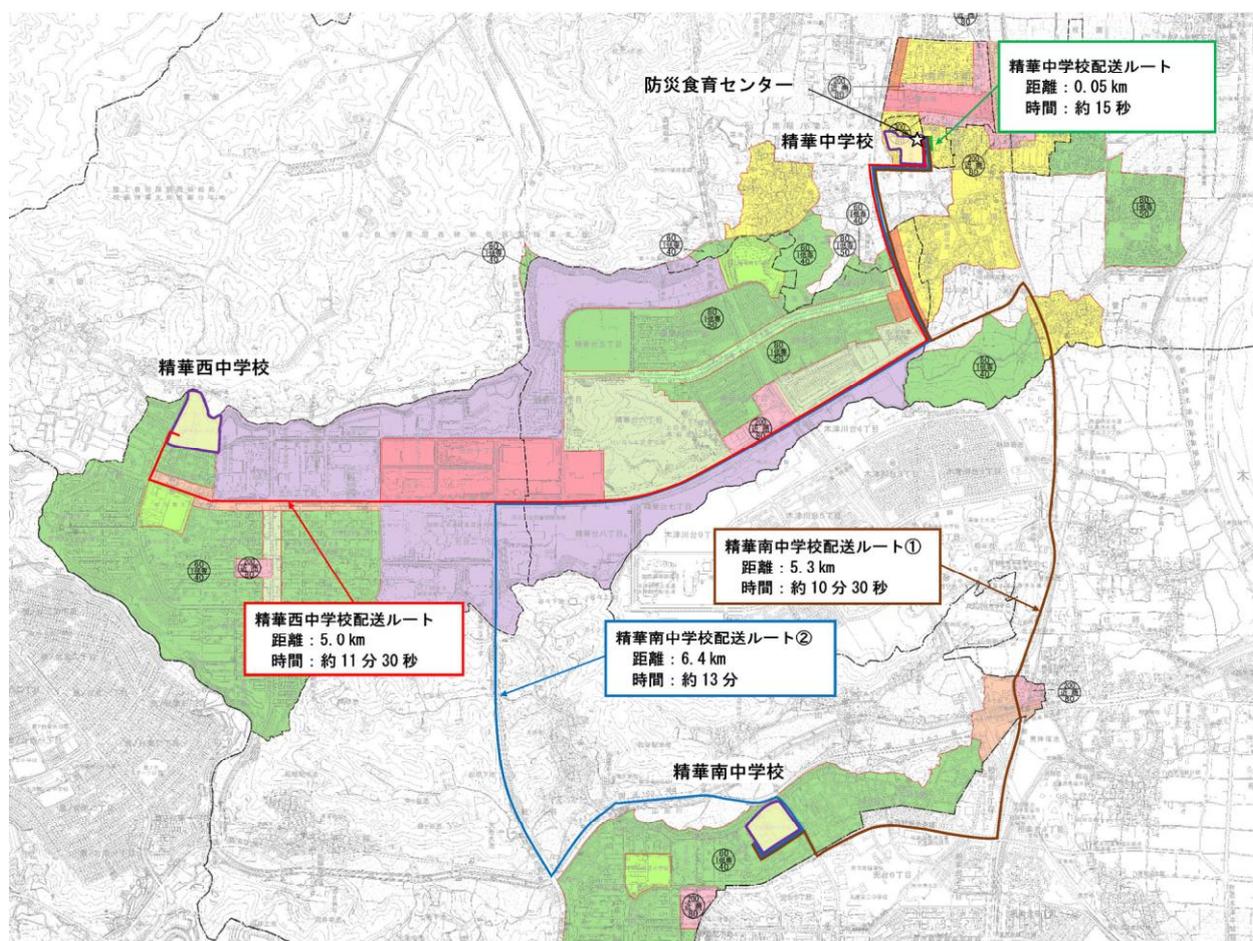


(5) 配送計画

ア) 基本条件

- ・ 配送車両：小型トラック（2～3t 車）2 台
- ・ 精華中学校には東門より進入する
- ・ 精華南中学校には正門（西側）より進入する
- ・ 精華西中学校には正門（西側）より進入する

■ 配送ルート案



※ 実際に各ルートを走行し、所要時間を確認した

イ) 配送・回収計画

前述した厨房条件、配送条件に従い、今後、基本設計や給食を受け入れる 3 校の関係者と協議を行いながら、給食時間の見直しなどを行い、具体的な配送・回収計画を検討します。

3. 防災受援施設の整備計画について

3-1 導入機能の検討

基本構想で設定した基本方針に基づき、打越台グラウンド及び打越台環境センター跡地を一体的に活用し、既存施設の活用と施設整備により、以下の機能を持つ防災受援施設を整備します。

また、現在、本町では「健康総合拠点施設」に関する基本計画を策定中であり、災害時の保健活動と平常時の保健センター機能を併設する施設として検討を進めています。

当該施設の持つ各機能について、防災受援施設の機能と連携することで、防災能力の向上を目指すとともに、平常時においても健康増進や交流の活性化などに取り組みます。

【防災受援施設】

●支援隊受入機能

災害時に自衛隊や緊急消防援助隊、保健医療活動チーム、他の自治体からの応援職員などを受け入れる拠点として、各支援隊の活動や宿泊に必要なスペース等を確保します。また、災害時の救難ヘリコプター（医療搬送、物資輸送）の離着陸を行うスペースを確保します。

●支援物資集積機能

災害時の物資集積拠点としてのスペースを確保し、国から緊急輸送されてくる物資や近隣自治体等からの支援物資を集積するとともに、町内の各避難所への分配・配送を行います。

●生涯学習機能

災害時に支援隊等が利用する部屋や支援物資集積のための空間や既存の社会体育施設としての機能を活用し、平常時は様々な講座や文化活動、スポーツ活動などを実施します。

その際、これらの生涯学習機能を活用し、現在、基本計画を策定中の健康総合拠点施設と連携した健康増進に取り組みます。

また、町内の様々なコミュニティ団体などの情報発信や交流を行うほか、防災意識の向上につながるような取組を実施します。

●備蓄機能

町内の備蓄物資・防災器材の見直しに基づく備蓄や、住家被害認定調査などの資機材を保管します。

【健康総合拠点施設】

●災害時保健活動機能

災害時の保健活動や避難者・被災者に対する健康管理などについて、情報収集や計画立案、現場で活動するチームとの調整など本部機能を付与し、防災受援施設と連携して、災害時の保健活動を行います。

●保健センター機能

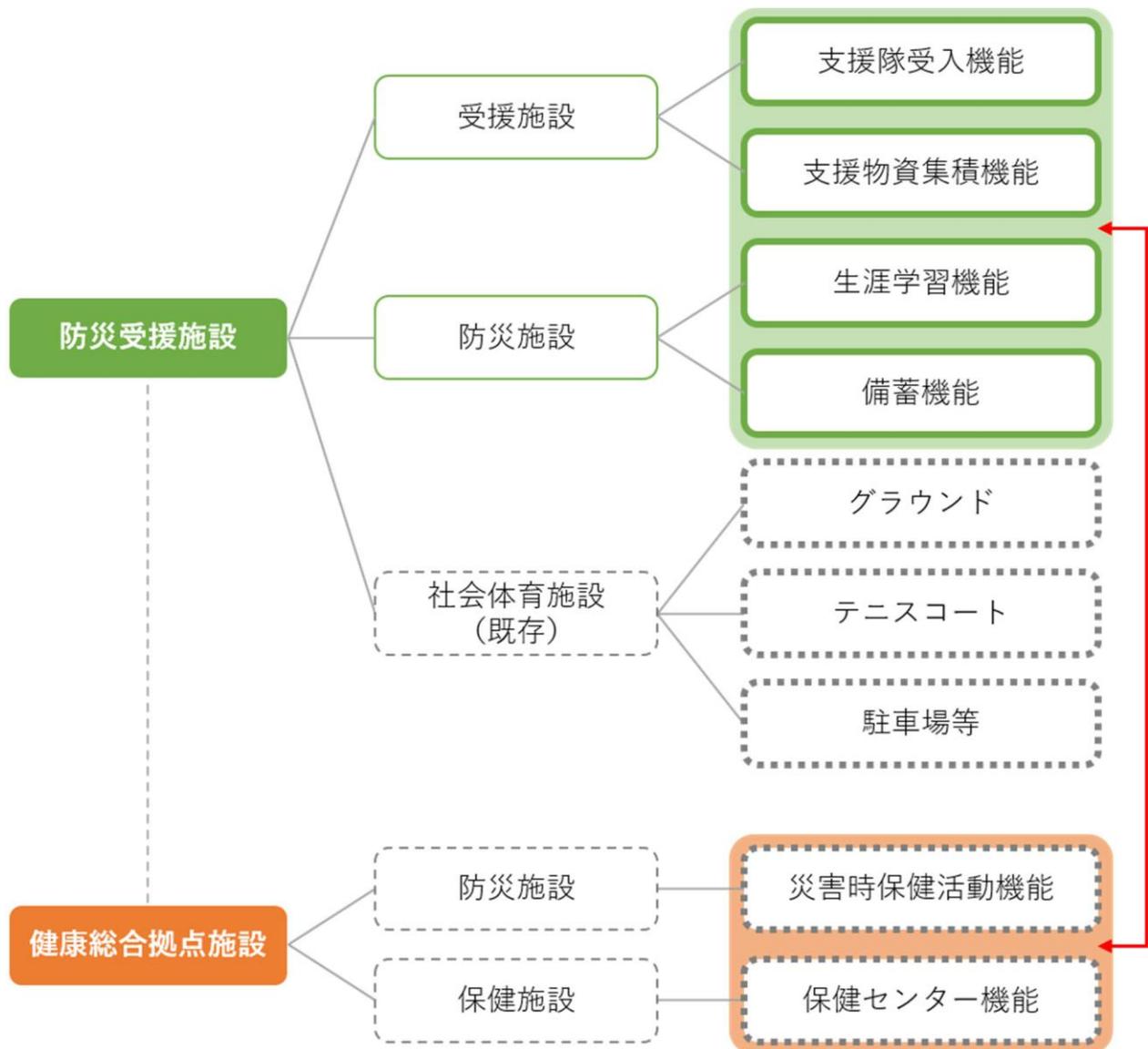
集団成人健診や健康に関する教育・啓発などをはじめとする保健センターとしての機能のほか、子育て世代包括支援の機能を有する保健センターとして整備するとともに、健康や子育てを柱とした住民活動交流についても取り組みます。

また、健康増進に関する取組では、規模や形態に応じて防災受援施設の生涯学習機能を活用します。

■防災受援施設の災害時と平常時の活用と整備イメージ

災害時	平常時	整備イメージ
支援隊の受入れ（屋内）	生涯学習や健康増進の 取組で活用	会議室等
支援隊の受入れ（屋外）		グラウンド（既存）
支援物資の集積（屋内）		多目的ホール
災害時に備え、平常時から備蓄を行う		備蓄倉庫

■防災受援施設と健康総合拠点施設の連携



3-2 想定規模等

(1)災害時の利用に関するもの

ア)支援隊受入機能

災害時に自衛隊や緊急消防援助隊、他の自治体からの応援職員などを受け入れる拠点として、既存グラウンドを活用し、各支援隊等の活動拠点となるスペースを確保するとともに、各支援隊等が情報共有や打ち合わせ等を行う会議室、宿泊ができるスペース、シャワールームや簡単な調理等ができる設備を有する施設整備を行います。

また、これらの施設には、災害時でも活動が可能となるよう、太陽光発電や自家発電などの設備、耐震性受水槽や防火水槽、夜間照明などの導入についても検討します。

①消防隊の受入れ（既存グラウンドを活用）

災害時に各地の消防本部から派遣が予想される緊急消防援助隊の受入れスペースを確保します。グラウンド部分を活用することで、各消防隊の活動拠点となるテントスペースや大型車両を多数受け入れることが可能です。

また、既存グラウンドについては、土壌改良等を行うことで水捌けを良くしたり、老朽化した照明設備等を更新することで夜間の活動に対応したりするなど、各支援隊の活動が円滑に行えるよう再整備を行います。

消防隊の活動スペースについては、熊本地震の際、本町と人口規模が近い益城町¹³において、消防隊¹⁴が活動した最大規模を基に検討を行いました。

益城町と西原村において3日間の延べで59隊198人が活動していたことから、1日を約20隊70人、1つの町では半分の10隊35人と想定し、1隊1車両で10台分の車両駐車スペースとテント等の設置スペースを設定、必要なスペースを40m×20mと想定します。



¹³ 人口約35,000人（地震前の平成28年3月時点）。本町は約37,000人。

¹⁴ 熊本県内の消防隊の応援

■拠点機能形成車両と大型エアートtent

- ・拠点機能形成車両は、東日本大震災で、全国各地から被災地に派遣された緊急消防援助隊員が十分な后方支援を受けられずに疲弊したという苦い教訓から生まれました。
- ・100人規模での宿営が可能な資機材を積載した消防応援活動を支える拠点を形成する車両です。
(全長 11,970 mm×全幅 2,490 mm×全高 3,580 mm)
- ・右側面の大部分を拡幅(長さ 9,500 mm×幅 2,100 mm)させると、約 39 m²もの広大な空間を作り出し現地指揮本部を設営できます。



(出典)消防庁「平成 26 年 6 月 消防の動き 518 号」

■拠点機能形成車両の主な積載品

大型エアートtent	4 セット	調理器具	2 セット
エアートtent補助資機材	4 セット	テーブル・イス	25 セット
発動発電機	4 台	コンプレッサー	1 台
暖房機・冷房機	各 8 機	特定小電力トランシーバー	5 台
寝具セット	100 個	デジタルカメラ	2 台
簡易テント	3 基	デジタルビデオカメラ	1 台
バルーン投光器	4 機	衛星通信電話	2 台
簡易トイレセット	10 セット	パソコン	3 台
シャワーセット	2 セット	プリンター	1 台
浄水器	1 式	PC プロジェクター	1 台

(出典) 豊橋市 HP (消防本部消防救急課 2014 年 5 月 26 日「拠点機能形成車両」の配備について)

■益城町と西原村への派遣状況を基に設定した「10 隊 35 人 10 車両×3 日間」の受入れに必要な規模

宿営地のテント設置場所等の規模 ^{※1}	$2 \times (1+0.15) \times 3.5 \times 10 + 0.7921 \times 1^{\ast 2} + 2.658 \times 1^{\ast 3} = 83.9501$
宿営地の消防車両駐車場所の規模 ^{※1}	$(1+0.5) \times 36 \times 10 = 540 \text{ m}^2$
計	624 m ² 程度

※1 「緊急消防援助隊広域活動拠点に関する調査報告書(案)」の算定式を基に試算(資料編参照)

※2 仮設トイレ 1 基当たりの対象人数を 40 人/基として試算し、必要数は 1 基とした。

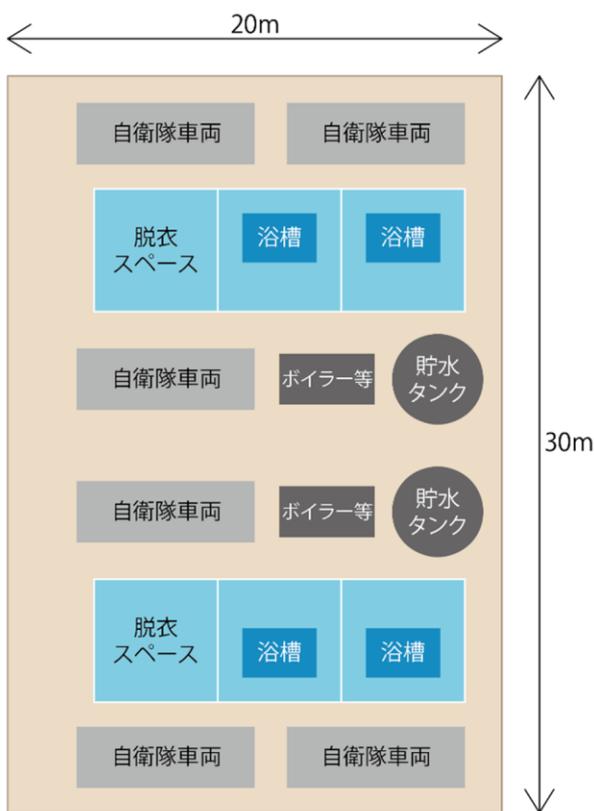
※3 仮設シャワー 1 基当たりの対象人数を 80 人/基として試算し、必要数は 1 基とした。

②自衛隊の受入れ（既存グラウンドを活用）

災害時に都道府県の要請に応じて派遣される自衛隊の受入れスペースを確保します。本町には、陸上自衛隊関西補給処祝園弾薬支処が当該施設に近接して存在することから、自衛隊については祝園弾薬支処に駐屯することも考えられますが、自衛隊の施設外での活動拠点としてのスペースを確保します。祝園弾薬支処と近接して存在することで、自衛隊の活動拠点としては最適です。活動拠点としてのテントスペースや大型車両の受入れのほか、浴場設置のためのスペースも確保します。

活動拠点スペースは消防隊と同じ 40m×20mを想定しました。また、自衛隊による浴場設置のためのスペースを過去の設置事例を参考に 20m×30mとし、活動拠点に隣接させるものとします。

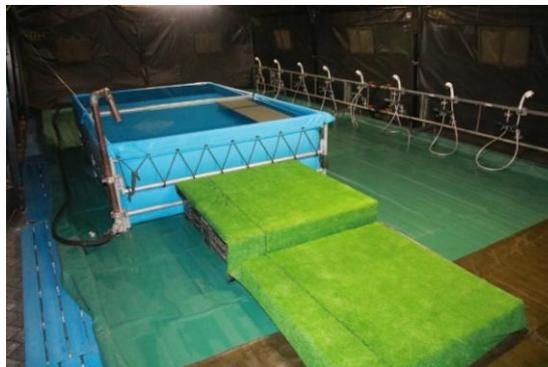
■浴場設置のイメージ



■令和元年台風 15 号に伴う入浴支援



■浴室内の様子



(出典)陸上自衛隊神町駐屯地第6 後方支援連隊広報室 HP

■野外入浴セット 2 型

【構成品】

野外湯沸機（トレーラ、ボイラー、発動発電機等）、業務用天幕 2 型、補給用、野外浴槽、シャワースタンド、貯水タンク 10,000L、その他附属品（すのこ、脱衣かご、棚等）

【性能】

約 1,200 人/日の入浴支援が可能
 [総出湯量]5,400L/h 以上
 [湯温度調整範囲]15～75℃
 [湯沸時間]45 分で野外浴槽への湯張りが可能

■野外湯沸機



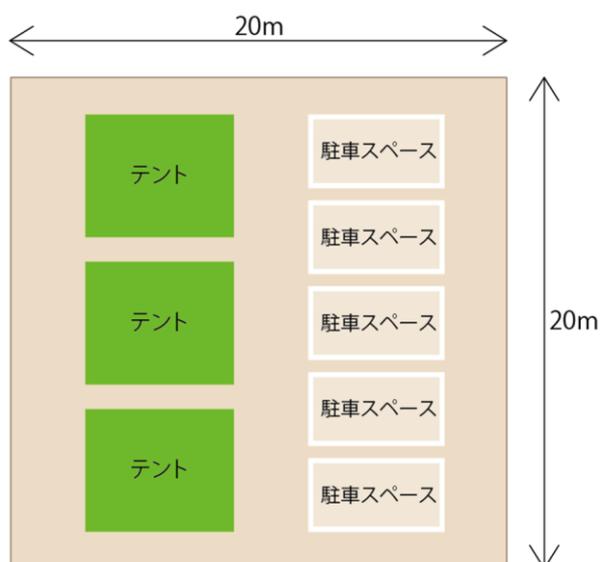
(出典)陸上自衛隊 HP

③保健医療活動チームの受入れ（既存グラウンドを活用）

保健医療活動チームの受入れについては、本年度策定する「健康総合拠点施設整備基本計画」との調整が必要になります。健康総合拠点施設では、災害時の保健活動に関する本部機能を付与することになりますが、当該施設では、実際に現場で活動するチームの活動拠点としてのテントスペースを確保します。

活動スペースについては、消防隊や自衛隊ほどの大型車両を想定する必要がないことから、現時点では前述した消防隊スペースの半分の20m×20m程度を想定します。

■保健医療活動チームのテント設置イメージ



■医療チームの被災地での活動



(出典)厚生労働省「災害医療について」

④ 応援職員等の受入れ（施設整備）

災害時には、他の自治体からの派遣職員の受入れも数多く発生します。特に、災害発生当初に最も多く派遣職員等を受け入れると想定される住家被害認定調査関連の拠点施設としての位置付け、施設整備を行います。

具体的には、各調査班とリーダー¹⁵とのミーティングで利用する会議室（30～40人規模）を3室、事務スペース（10～15人規模）を1室想定します。

また、自治体からの災害派遣職員については、その就寝場所についても課題となっているケースが多いことから、就寝スペースとして、一人当たり2㎡（1m×2m）を基準とし、100人程度の就寝スペースも確保します。その際、2割（20人）程度は女性を想定し、部屋を分けて配置します。

その他、支援隊や応援職員の方に対して、一定の生活環境を提供するため、シャワールームや簡単な調理等が可能な設備を設置します。

また、消防隊や自衛隊、保健医療活動チームの拠点については、グラウンド部分の利用を想定していますが、各支援隊の情報共有や打合せを行うためのスペースとして、40～50人規模の会議室を1室想定します。

■住家の被害認定調査のための応援職員の想定

平成25年の住宅・土地統計調査によると、精華町の住宅総数は12,660棟¹⁶あります。しかし、この棟数には空き家等が含まれていないため、益城町における平成28年熊本地震後の家屋被害認定調査を基に15,000棟を調査対象として想定しました。

調査班を3人構成（道先案内人役1人、応援職員2人）とし、30班体制で50日間程度かけて15,000棟を調査する場合、60人程度の応援職員の受入れが必要となります。

しかし、益城町においても最大で45班体制（現場応援職員約100人）となった経緯を踏まえ、全体会議で使用する会議室の収容人数は100人程度必要だと考えました。

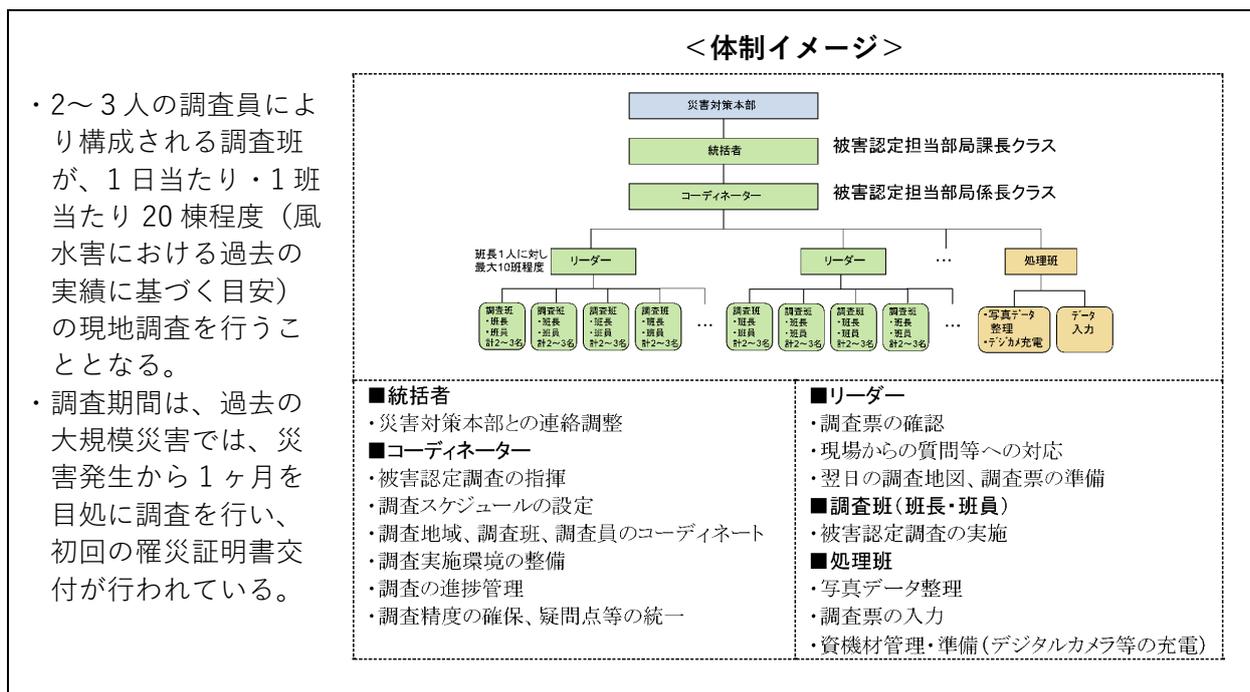
生駒断層帯地震による建物被害棟数			
全壊	半壊・一部損壊	消失建物	計
2,700	3,620	220	6,540

京都府地震被害想定調査結果（2008年）より

¹⁵ 内閣府「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」によると、調査班10班程度に1人、各班をとりまとめるリーダーが必要とされています。

¹⁶ 居住世帯あり住宅総数（居住世帯がない空き家等の住宅を除く）

■住家の被害認定調査



(出典) 内閣府「災害に係る住家被害認定業務実施体制の手引き」

⑤ヘリコプターの臨時離着陸等（駐車場の拡大）

災害時の防災ヘリコプター等の臨時着陸場としては、グラウンドへの離着陸も可能ですが、機体への影響（砂塵による機体への悪影響）や事前準備等（砂塵防止のための散水）を踏まえると、舗装された平坦な地面が望ましいと考えます。そのため、現在の駐車場を拡大し、その一部を防災や医療関連のヘリコプターの臨時離着陸場として想定し、必要なスペースを確保します。

離着陸スペースの広さについては場外離着陸場の基準に沿って設定するものとします。その際、京都市消防局のヘリコプター¹⁷や防災関係のヘリコプターの全長が12～13mであること、防災対応離着陸場の基準は全長プラス20mとなっていることから、35m×35mのスペースを設定します。

また、自衛隊の浴場利用者や、他自治体からの派遣職員や本町の職員の利用についても想定し、既存の駐車場の改修、拡大を行います。

¹⁷ 京都府内の消防ヘリコプターは京都市消防局のみ保有

⑥災害ボランティアの受入れ（施設整備、既存グラウンドを活用）

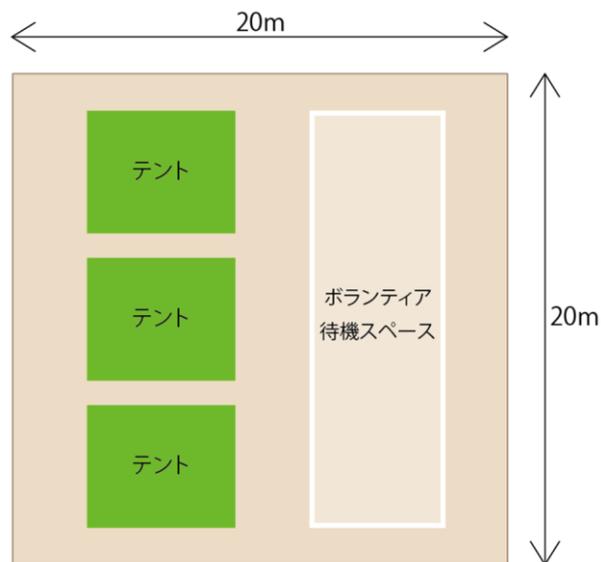
災害発生から一定期間が経過すると、被災地支援のための災害ボランティアの受入れが必要となります。本町においては、社会福祉法人精華町社会福祉協議会（以下「精華町社協」とする。）が災害ボランティアセンターの機能を果たすこととなります。精華町社協は、地域福祉センターかしのき苑（以下「かしのき苑」とする。）に事務局を設置しており、災害時においても当該施設が拠点施設となりますが、かしのき苑については指定避難所としても位置付けられており、災害ボランティアの受入機能を付与することで混乱をきたす可能性があります。

そのため、かしのき苑については、災害ボランティアセンターの司令塔的機能を付与し、災害ボランティアの受入機能については、町外、町内への道路アクセスが良好で、一般車両や大型バス等での受入れ、町内の各被災地へのボランティアの輸送にも有利な防災受援施設のグラウンド及び会議室を活用することとします。

基本的には、グラウンドにテントスペース等を確保し、災害ボランティアの受付及び派遣場所や作業内容などの説明等を行うこととして、消防隊スペースの半分、20m×20m程度を想定します。

ただし、雨天時等の想定や災害ボランティア関連の事務処理スペースとして、新たに整備する施設の1階にも80人程度の会議室1室を想定します。

■災害ボランティアの受入れイメージ



■災害ボランティアセンター設置訓練の様子



⑦行政機能のバックアップ（施設整備）

本町において、災害による被害や避難者等の発生が大規模になると想定しているのは、震度6強以上の大規模な地震の発生ですが、近年の異常気象の発生状況を見ると、台風や豪雨による水害についての想定も必要となります。

木津川の決壊などが発生した場合には、本町周辺の行政機関においても施設への浸水などにより、機能停止に陥ることが想定されます。他の行政機関において、そのような状況が発生した場合のバックアップとして会議室等の一部を活用することも想定されます。

イ)支援物資集積機能（施設整備）

国などからの支援物資は、まず都道府県の第一次物資集積拠点に集められ、そこから各市町村に配送されます。市町村では、それらの物資を受け入れる二次物資集積拠点の整備や検討が必要とされています。

当該施設については、道路網による交通アクセスの有利性を活かし、二次物資集積拠点としての施設整備を行います。

過去の事例を参考にすると、フォークリフトやボックスパレット等を利用できる広さや天井高さのある大空間を確保する必要があります。

この支援物資集積所については、当該施設の1階に配置し、屋外への直通の出入口を設けること、搬出入作業スペースと配送車両の駐車スペースを隣接させることで利便性を高める計画とします。

また、実際に支援物資を集積するスペースの他に、情報のやり取りをする機器の設置や、在庫の集計作業などの事務作業を行うためのスペース、24時間体制での受入れを可能とするため作業員の仮眠・休憩のためのスペースが必要となります。

(2) 平常時の利用に関するもの

ア) 生涯学習機能

災害時に支援隊の受け入れを想定しているグラウンド施設や会議室、宿泊スペース等を活用し、平常時にはスポーツ活動や文化活動などで利用する生涯学習施設としての機能を整備します。

グラウンドや生涯学習施設では、各種団体や個人での利用はもちろん、町や教育委員会が主催するスポーツや文化、健康増進などに関連する行事等を開催することで、世代間交流や地域間交流、住民と立地企業や関係機関などとの交流など、多種多様な交流を図っていきます。

① スポーツ活動（既存グラウンド及びテニスコートを活用）

現在、当該施設にはグラウンド及びテニスコートがあり、社会体育施設として利用されています。防災受援施設としての整備後についても、グラウンドとテニスコートとしての機能を継続し、平常時には住民をはじめとして、各種団体や周辺市町村の住民などが、様々なスポーツ活動やイベントなどに幅広く利用できる施設として活用します。

また、防災受援施設として整備を行ったシャワールームや打ち合わせスペース等は、スポーツ活動等で利用の際のクラブハウスの機能として活用します。

■ 活用例

- ・ テニスや野球、サッカーなどの一般的利用者のスポーツ活動
- ・ 町内スポーツ団体等によるイベントや大会
- ・ 周辺大学のスポーツサークル等の利用
- ・ 町内企業などのスポーツレクリエーション



②文化活動（施設整備）

新たに整備する施設の会議室等を活用し、各種講座や文化系イベントの開催、町内文化系サークルによる日常の活動から展示会や発表会などの開催のほか、精華町で非常に活発となっている小中学校の音楽活動などに幅広く利用できる施設として活用します。

また、支援物資集積拠点として整備する空間を分割が可能な多目的ホールとして整備することで、文化系の各種活動やイベントなどでの活用を可能とします。

■活用例

- ・生涯学習講座や文化系講座の開催
- ・町内文化系サークルによる日常的活動や発表会・交流会の開催
- ・町内小中学校の音楽活動の練習及び発表会の開催



③防災学習（施設整備）

新たに整備する施設の会議室等を活用し、防災意識の向上や知識・技術の習得のための講演会や研修会を開催します。また、空きスペース等を活用して、防災に関連する展示を行うことなどにより、防災意識の啓発を図るなど、防災学習の拠点施設としての位置付けを行います。

■活用例

- ・避難所運営マニュアルの作成や防災ワークショップの開催
- ・災害派遣経験のある自治体職員や自衛隊員、災害ボランティア経験者による講演会
- ・防災グッズやハザードマップなど防災に関連する展示



④健康総合拠点施設との連携

防災受援施設には、新たに施設整備を予定している多目的ホールのほか、既存のグラウンドやテニスコートなど、身体を動かしたり運動したりする施設が充実していることから、現在計画策定中の健康総合拠点施設との連携による健康増進に取り組みます。

■活用例

- ・健康増進に関するイベントの開催
- ・ストレッチやヨガなど軽運動を含む講習会の開催
- ・健康づくりの住民活動交流会の開催



⑤情報発信・交流

新たに整備する施設のエントランスホール等の空きスペースについて、町内のコミュニティ団体などが情報発信をするための展示スペースとして活用します。

また、グラウンド施設や多目的ホール、会議室などを活用し、スポーツや文化活動を通して、交流活動の活性化を図ります。

■活用例

- ・コミュニティ団体などのチラシの配架やポスターの掲示など
- ・町文化財の展示
- ・国際交流などに関する講演会やイベントの開催

⑥各種活動に伴う宿泊機能

新たに整備する施設の宿泊スペースを利用することで、宿泊場所としての利用が可能です。

イ)備蓄機能

前述したとおり、当該施設は災害時に様々な支援隊の受入れ、支援物資の集積の拠点となります。こうした災害時の活動に必要な資機材はもちろん、連携する防災食育センターで対応できない備蓄物資についても平常時から当該施設で保管を行います。

備蓄倉庫については、当該施設の1階に配置し、支援物資集積所に隣接して配置します。ただし、通常の備蓄物資のほか、防災資機材や住家被害認定調査などに使用する資機材等についても保管することから、基本的には別室として整備する計画とします。

そのため、出入口についても、備蓄倉庫から屋外へ直通の出入口を設け、単独での搬出入を可能とします。

3-3 防災施設としての検討

(1)配置計画

前述した機能を担うため、既存のグラウンドや駐車場の改修、打越台環境センターの立地していたエリアへの新たな施設整備等を行います。

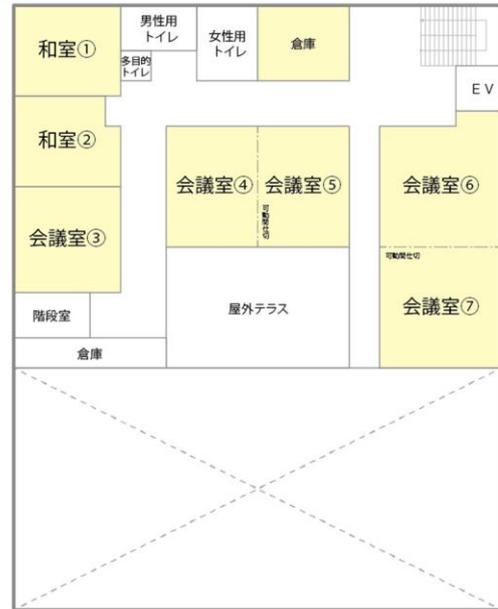
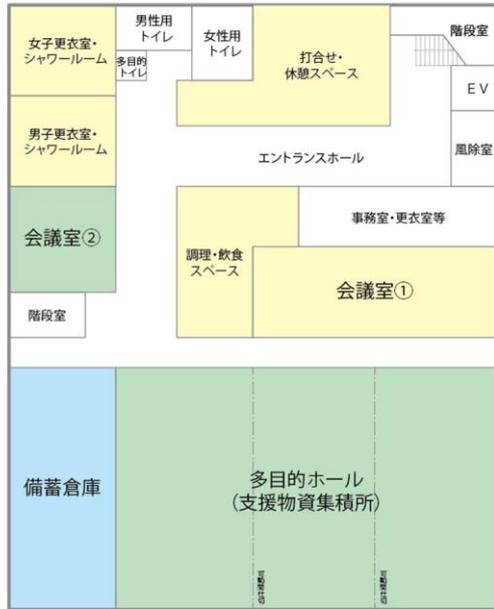
(2)諸室計画

新たに整備する施設は、災害時・平常時を通じて有効利用するため、その利用形態を転用できる諸室計画とします。

■諸室計画案

室名	規模	災害時	平常時
会議室①	100 m ² 程度	・災害ボランティアの受入れや事務処理で利用する	生涯学習や健康増進のための施設として、地域に開放する
会議室②	50 m ² 程度	・支援物資の集積・配送に伴う事務処理や、作業員の休憩で利用する	
会議室③	50 m ² 程度	・住家被害認定調査の際、各調査班とリーダーの会議を行う	
会議室④	50 m ² 程度		
会議室⑤	50 m ² 程度	・夜は応援職員の就寝スペースとして利用する	
会議室⑥	60 m ² 程度	・住家被害認定調査の事務処理で利用する	
会議室⑦	60 m ² 程度	・グラウンドで受け入れる支援隊の打合せスペースとして提供する	
和室①	20 畳程度	・応援職員の就寝スペースとして利用する	
和室②	20 畳程度		
多目的ホール	400 m ² 程度	・支援物資の集積場所とする	
更衣室・シャワールーム	—	・応援職員等に対して一定の生活環境を提供する	
調理・飲食スペース	—		
談話コーナー、展示スペース	—	・応援職員等の打合せや休憩スペースとして利用する	その他平常時の施設運営のために利用する
事務室、トイレ等	—	—	
備蓄倉庫	100 m ² 程度	・備蓄物資や防災器材、住家被害認定調査の資機材などを保管する	

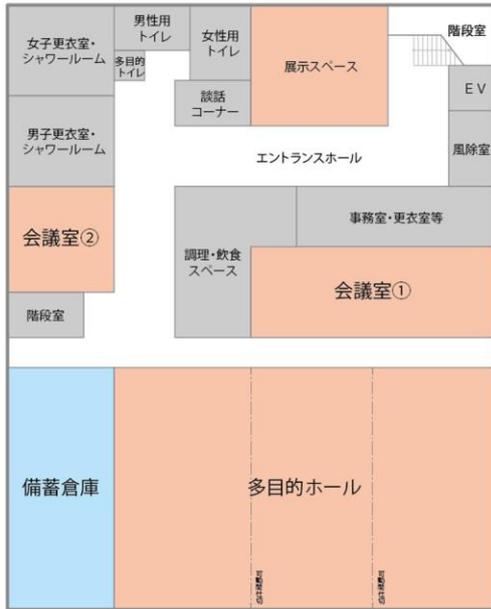
■災害時の利用（整備施設 平面イメージ）



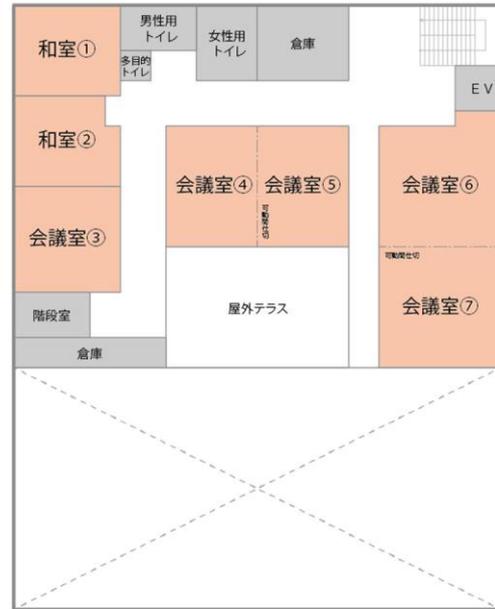
■災害時の利用（全体イメージ）



■ 平常時の利用（整備施設 平面イメージ）



1階
 生涯学習機能
 施設運営上の諸室
 備蓄機能



■ 平常時の利用（全体イメージ）



(3)構造計画

ア)基本方針

災害時の人命及び構造物の安全性を確保するとともに、発災後も支援隊の受入れや支援物資の集積のために大規模な補修工事を行うことなく継続して利用できる構造計画とします。また、地盤特性や施工性等を考慮し、力学的・経済的に最も合理的で安全性の高い構造計画とします。

イ)構造種別・構造形式

支援物資集積機能を担う多目的ホールにおいて柱のない大空間を想定していることから、大スパンが可能な鉄骨造をベースとし、今後、実施計画や基本設計を通じて検討を行います。

(4)設備計画

災害時に想定した各種活動を実施するため、以下の設備を想定します。

- グラウンド照明 … 夜間の活動（人員や物資の受入れ等）に備える
- 太陽光発電設備、自家発電設備 … 災害時の停電に備える
- 防火水槽、耐震性受水槽 … 災害時の断水に備える

4. 事業スケジュールの検討

4-1 事業スケジュールの基本的な考え方

本町の防災と教育のまちづくりを推進する上で喫緊の課題となっているのは、災害時の炊き出し能力の不足と中学校給食の実施です。

そのため、「防災食育センター」の整備を優先して進めることとして、本年度、まちづくり基本計画の策定後に実施計画の策定に取り組むとともに、防災食育センターの基本設計についても引き続き検討を進める予定です。

また、「防災受援施設」については、打越台環境センターの跡地の返還が令和2年度末に予定されており、返還後の敷地等の状況を確認した上で、より詳細な内容について検討する必要があることから、「防災食育センター」の整備後に取組を進めることとします。

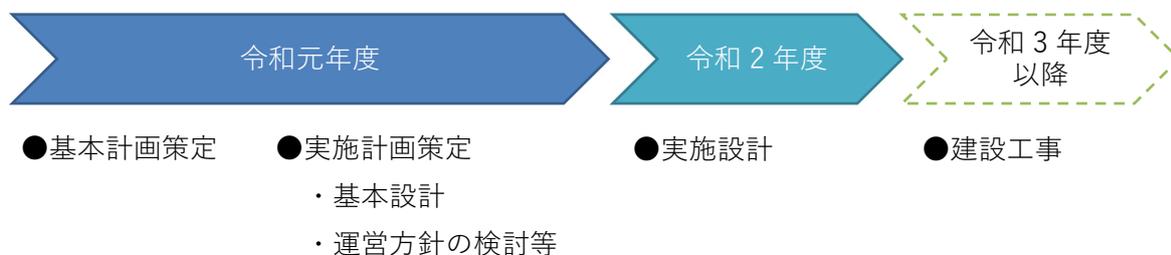
4-2 防災食育センターの整備

本年度、引き続き基本設計や施設の運営方針等の検討を行い、実施計画として取りまとめます。

来年度以降についても、防衛省「まちづくり支援事業」などを活用し、実施設計、建設工事と施設整備に向けて事業を進める予定です。併せて、施設整備が円滑に進むよう、関係機関等との協議・調整や必要な手続きについても並行して進めます。

また、中学校給食の実現のためには、適切な給食時間の検討やそれに伴う時間割の見直し、受入れ校の施設整備に関する検討等が必要となりますが、これらについても来年度以降に検討を進めることとします。

■防災食育センターの整備スケジュール



4-3 受援体制の整備

平成28年の熊本地震で明らかになった課題などを踏まえ、国は「地方公共団体の受援体制に関する検討会」を設置し、平成29年3月に「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」を策定しました。

市町村においても、大規模な災害時に行政機能を確保するために、事前に受援計画を定めておくことが重要だとされています。

本町においては、本年度から地域防災計画の見直しに着手しているところであり、防災受援施設の整備に合わせて、受援計画についても検討を進めていきます。

4-4 防災受援施設の整備

防災受援施設についても、防衛省「まちづくり支援事業」などを活用し、設計や建設工事など、施設整備に向けて事業を進める予定です。

前述のとおり、打越台環境センターの跡地の返還後に、敷地等の状況を確認した上で、より詳細な内容の検討を行います。

また、基本設計等の具体的な施設整備に関する検討については、「防災食育センター」の整備後に進める予定です。

■防災受援施設の整備スケジュール



防災食育センター及び防災受援施設の整備に向けた

精華町まちづくり基本計画

令和2年3月

精華町教育委員会

〒619-0285 京都府相楽郡精華町南稲八妻北尻70番地

TEL：0774（95）1906（直通） FAX：0774（94）5176